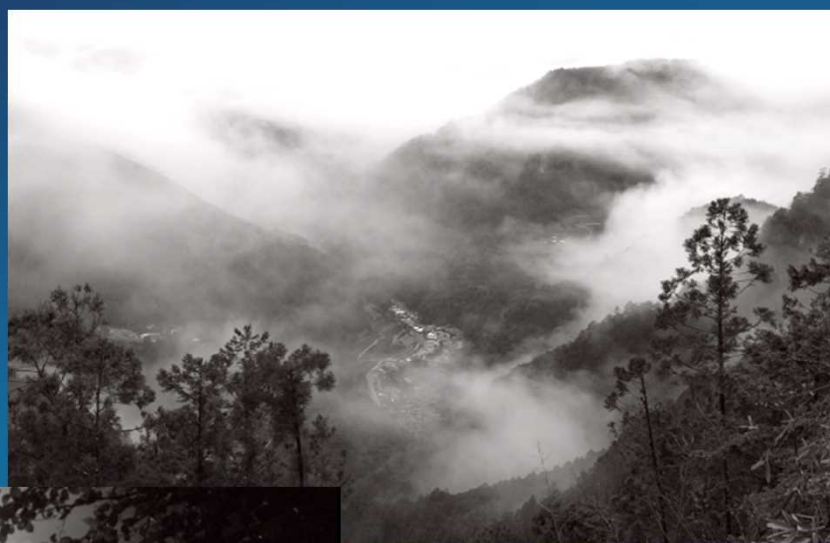


「過疎地域自立促進特別措置法」失効後の 新たな過疎対策について 徳島からの提言(案)



令和2年 月 日
徳島県過疎対策研究会

目 次

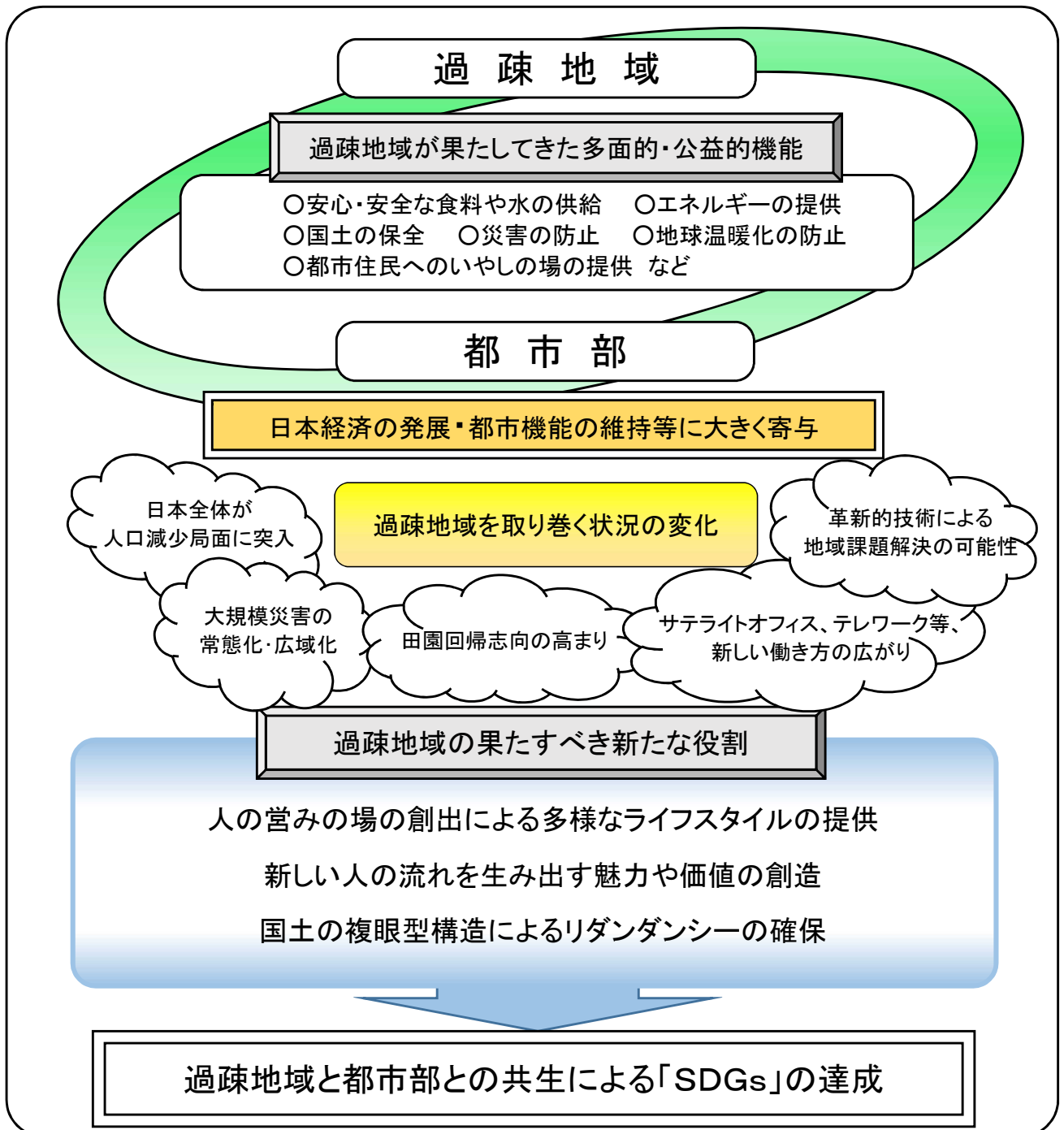
1	過疎地域の役割	1
2	現状と課題	
	（1）現状	2
	（2）課題	20
3	新たな過疎法に向けた基本的な考え方	
	（1）過疎対策の理念	21
	（2）過疎地域の指定要件	21
	（3）新たな着眼点	22
4	新過疎法において目指すべき過疎地域のイメージ	23
5	今後の過疎対策の方向性	25
6	今後、取り組むべき支援策	26
7	参考資料	
	○徳島県内市町村別 住民一人あたりの林野面積等	43
	○旧市町村別（昭和の大合併前）の住民一人あたりの林野面積等	44
	○徳島県内市町村の財政力指数	48
	○徳島県過疎対策研究会委員名簿	49
	○徳島県過疎対策研究会の検討経過	50

※本提言に掲載している写真の多くは、徳島県佐那河内村出身の写真家である、故荒井賢治氏にご提供頂きました。

1 過疎地域の役割

過疎地域の多くは農山漁村であり、豊かな自然がもたらす安全・安心な食料や水の供給、森林によるCO₂の吸収、都市部に住む方々への「いやしの場」の提供といった多面的機能を担い、長年にわたり日本の発展を支えてきた。

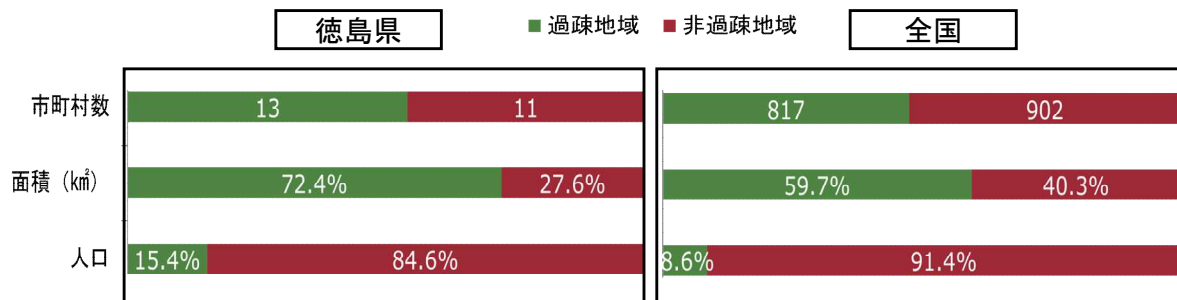
今日、我が国の社会情勢が大きく変化する中で、農山漁村地域へ回帰する志向が高まっているほか、頻発する大規模災害に備えるため、複眼型構造の国土形成が求められるなど、過疎地域には新たな役割が期待されている。過疎地域を「国民共通の財産」として再認識し、都市部との共生を図ることにより、持続可能な社会づくりを進める必要がある。



2 現状と課題

(1) 過疎地域の人口等

徳島県の過疎地域は、24市町村のうち13市町村(一部過疎地域の2市町を含む)であり、その面積は7割を超えるものの、人口で見ると約15%程度である。全国同様、広大な面積を少ない人口で支えているという状況である。

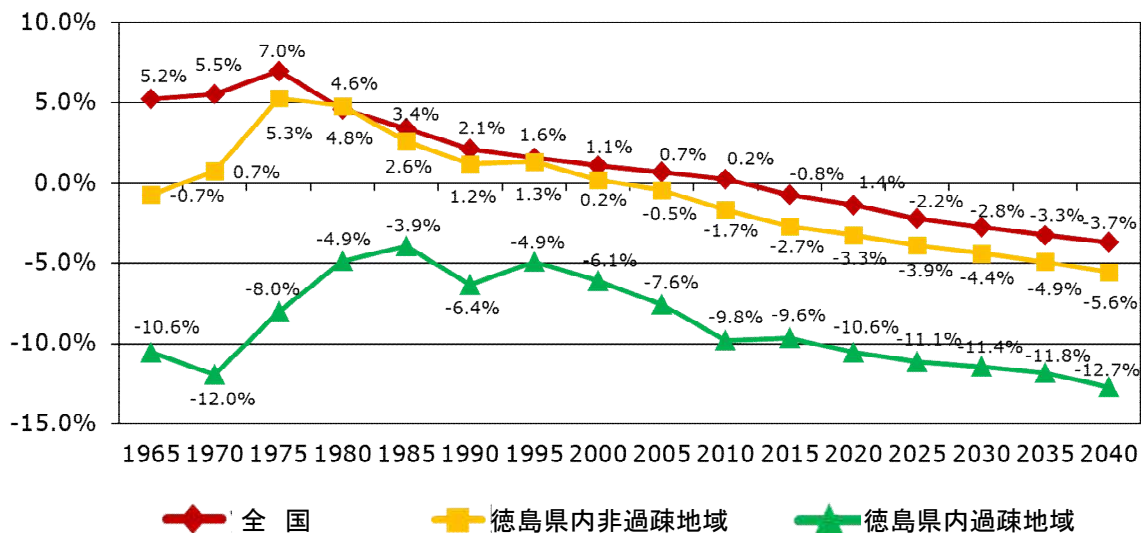


- ・市町村数は平成30年4月1日現在であり、過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。
- ・人口は平成27年国勢調査による。



全国の人口が減少傾向に転じたのは2015年だが、県内過疎地域では、一貫して減少が続いている。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、2020年以降は10%以上の減少幅でさらに人口減少が加速するものと予測されている。

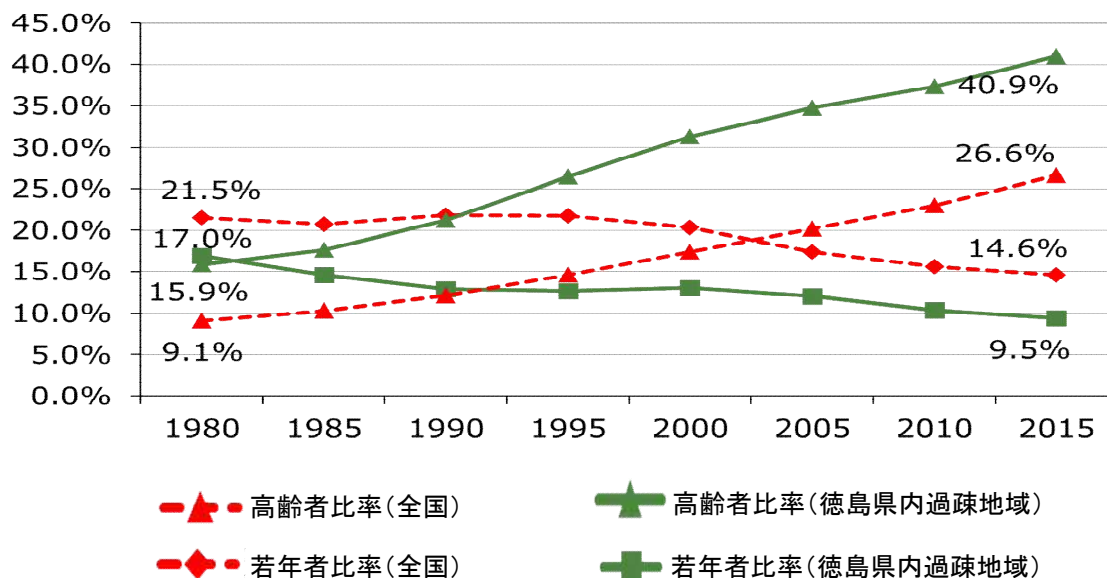
5年毎の人口推移(全国、徳島県との比較)



・人口は国勢調査による。
 ・過疎地域は平成30年4月1日現在であり、過疎関係市町村を対象としている。

県内過疎地域では、1980年～1985年を境に高齢者比率(65歳以上の人口割合)が若年者比率(15歳以上30歳未満の人口割合)を上回り、2015年には4割を超えるに至っている。全国においても、2000年～2005年に高齢者比率が若年者比率を上回り、さらに上昇が続いている。

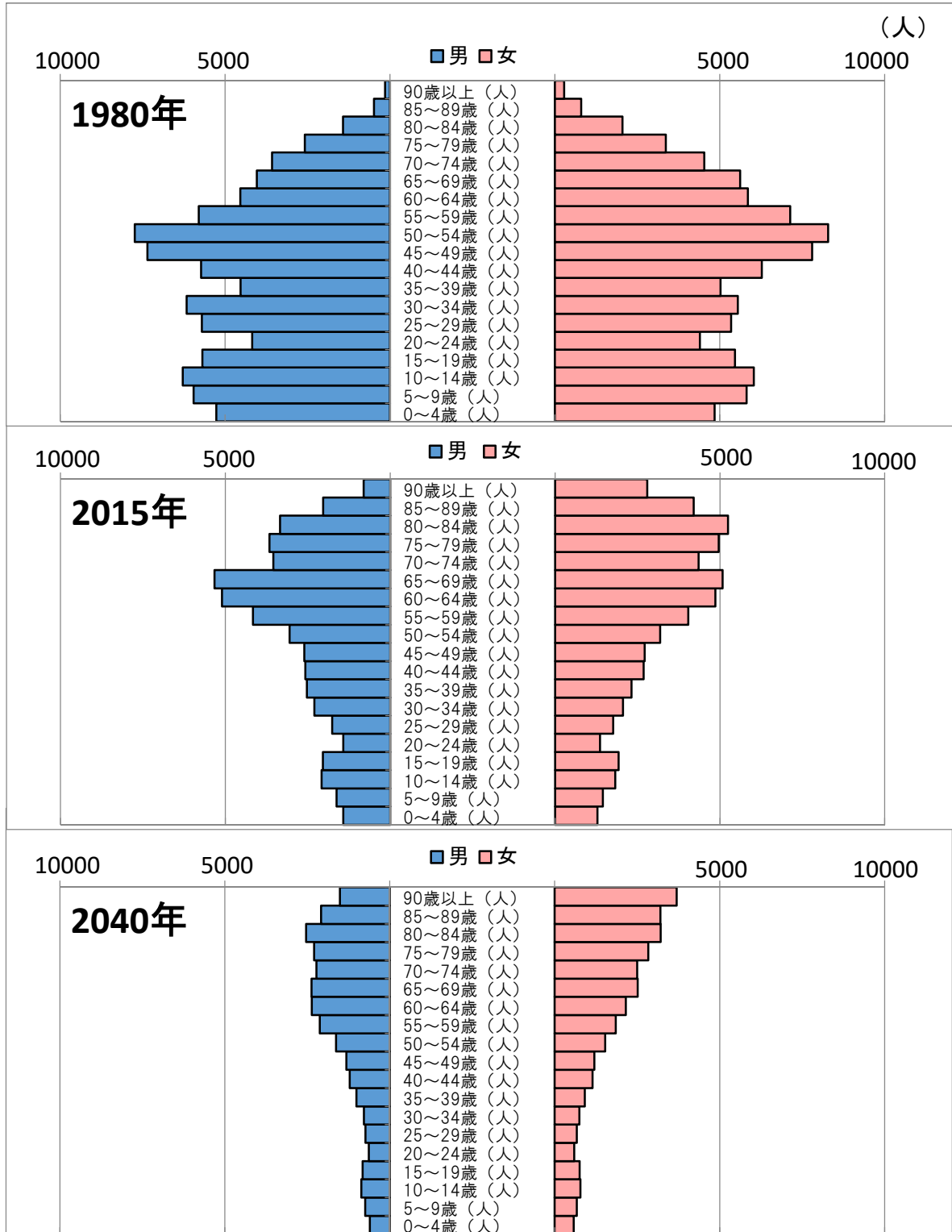
高齢者比率・若年者比率の推移(全国、徳島県との比較)



・人口は国勢調査による。
 ・過疎地域は平成30年4月1日現在であり、一部過疎市町村については、一部過疎地域内の人口による。
 ・高齢者比率、若年者比率とも加重平均である。

県内過疎地域では、少子高齢化の傾向が顕著であり、2040年頃には生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が高齢者人口（65歳以上）を下回るとともに、年少人口（0歳以上～15歳未満）はいつそう先細りし、2040年には90歳以上の女性が最も人口が多い層と推計されている。

男女別・年齢階層別の人口構成(徳島県内過疎地域)

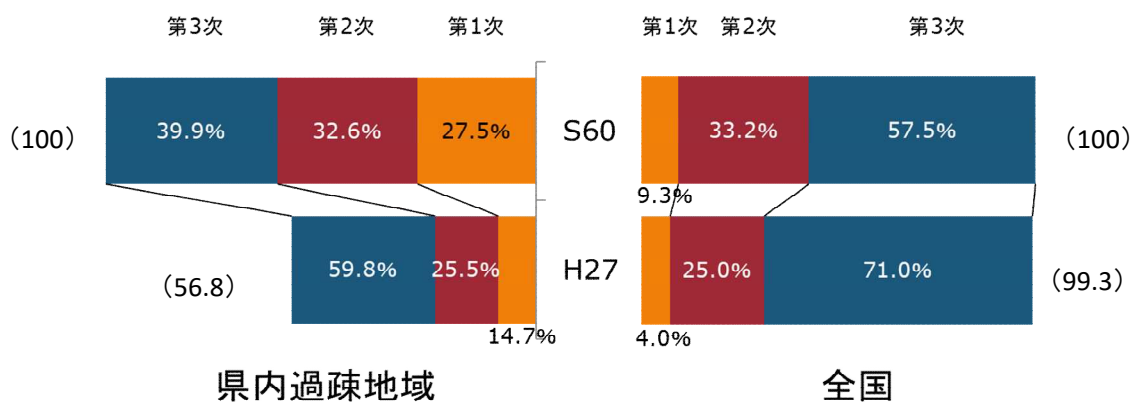


・2015年人口は国勢調査、2040年人口は人口推計値による。
 ・推計値は「日本の将来推計人口(平成30年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位・死亡中位推計値による。
 ・過疎地域は平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

(2) 産業の振興

過疎地域では、かつて第1次産業が中核的な産業であったが、産業別人口割合で見ると、第1次産業は昭和60年から平成27年の30年間で、27.5%から14.7%へとほぼ半減している上、各産業の担い手についても、徳島県内過疎地域は昭和60年と比較して6割に満たない担い手で地域を支えている状況である。

産業別就業人口の推移



※1 国勢調査による。

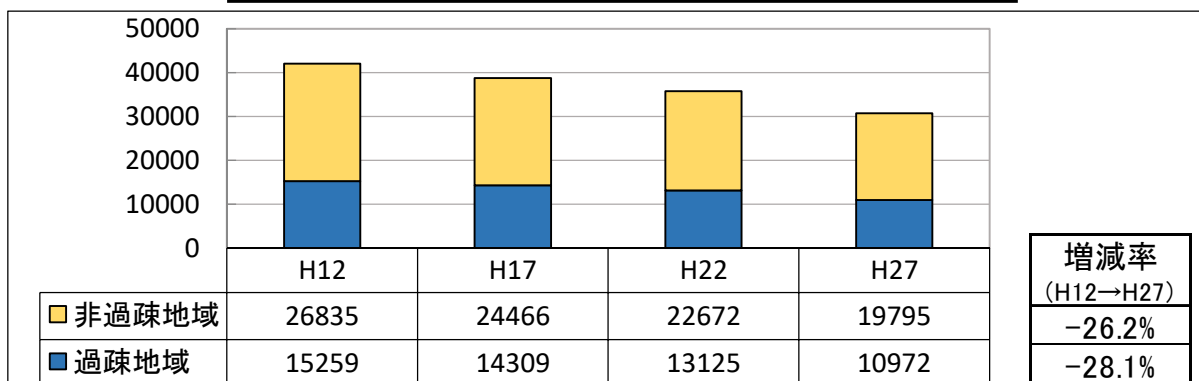
※2 平成27年の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

※3 変動状況の()は昭和60年の就業人口を100としたときの指数であり、総数には分類不能産業を含まない。



第一次産業を担う農林漁家数の徳島県内における推移については、増減率で見ると、非過疎地域と比べて過疎地域の農家・林家数の減少が大きい。特に林業については、もともと過疎地域の方が林家数が多い上に、減少率にも大きな差が見られる。

県内農家数の推移

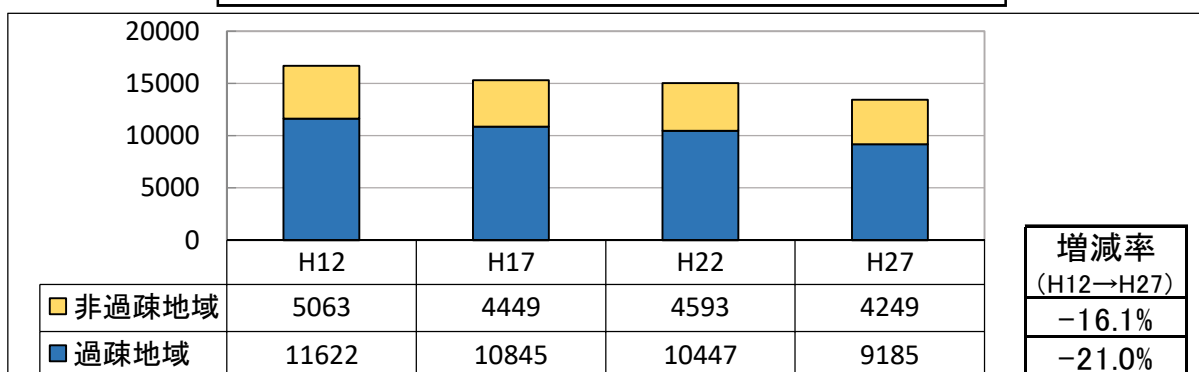


※1 「農林業センサス」による。

※2 過疎地域は平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含む。

※3 農家とは経営耕地面積が10ha以上の農業を営む世帯及び農産物販売金額が年間15万円以上あった世帯をいう。

県内林家数の推移

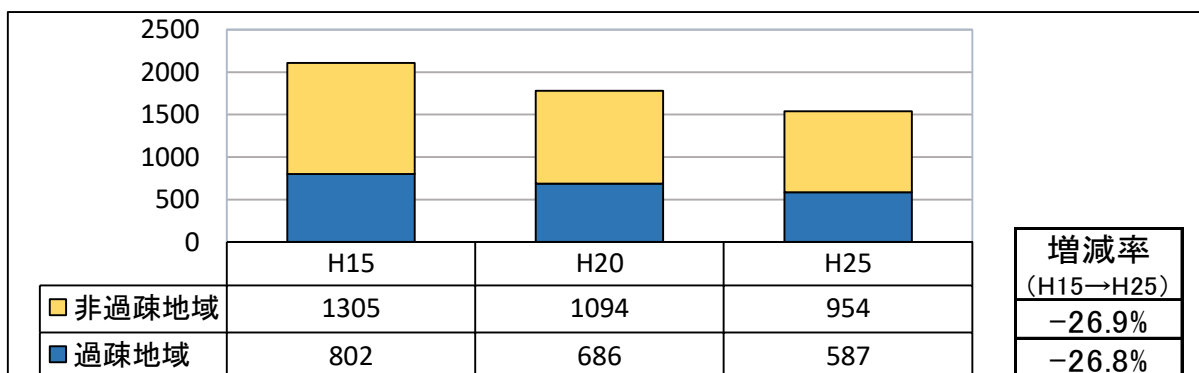


※1 「農林業センサス」による。

※2 過疎地域は平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含む。

※3 林家とは保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

県内漁家数の推移



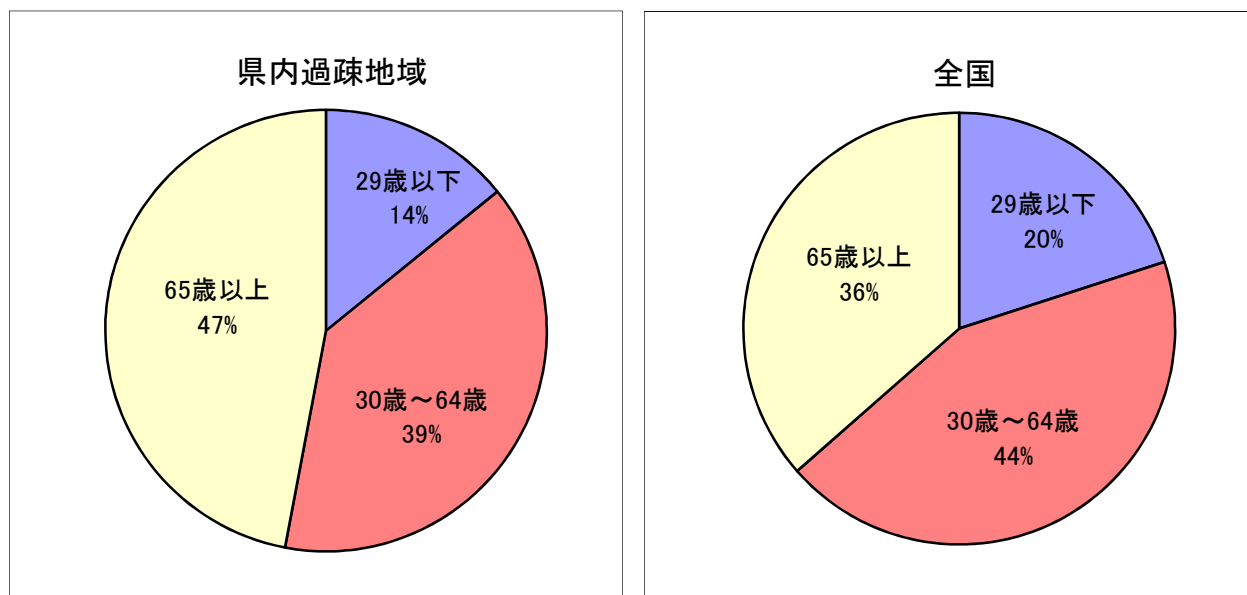
※1 「漁業センサス」による。

※2 過疎地域は平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含む。

※3 漁家とは個人で漁業を自営する世帯をいう。

過疎地域における販売農家の年齢別世帯員数は全国と比較して、65歳以上の高齢層が多く、担い手である若年層の割合が低い。

販売農家年齢別世帯員数



※1 「2015年農林業センサス」による。

※2 過疎地域は平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含む。



徳島県内の過疎地域と非過疎地域における対象者一人当たりの耕作放棄地については、過疎地域で農業の担い手が著しく減少していることもあり、過疎地域の農家が非過疎地域と比べて約2倍の耕作放棄地を抱えている状況にある。

対象一人当たりの耕作放棄地面積(徳島県内)

2005年

	対象数 (総農家+土地持ち非農家)	総農家	土地持ち非農家	全耕作放棄地	総農家	土地持ち非農家	対象一人当たりの 耕作放棄地(a/人)
過疎地域	20,039	14,255	5,784	2,474	1,413	1,061	12.346
非過疎地域	32,279	24,520	7,759	1,942	1,093	849	6.016

2015年

	対象数 (総農家+土地持ち非農家)	総農家	土地持ち非農家	全耕作放棄地	総農家	土地持ち非農家	対象一人当たりの 耕作放棄地(a/人)
過疎地域	16,186	10,942	5,244	2,370	1,305	1,065	14.642
非過疎地域	28,537	19,825	8,712	2,207	1,135	1,072	7.734

※1 農業センサスによる。

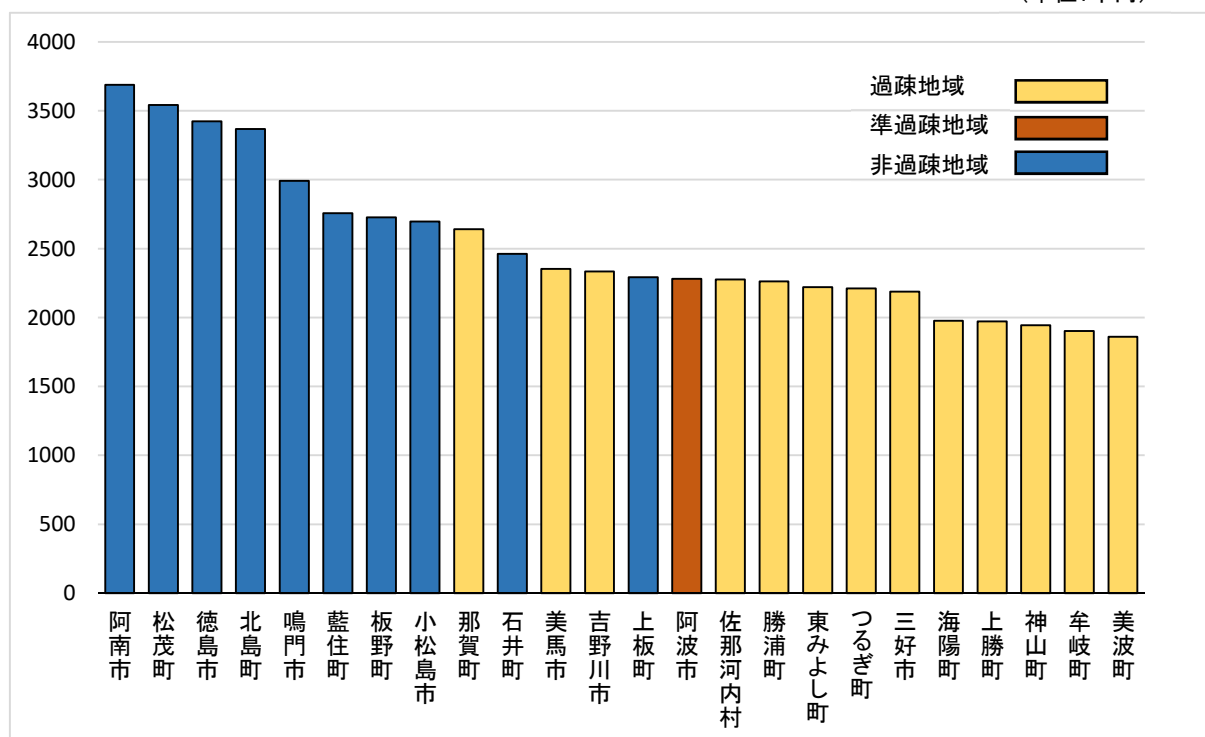
※2 過疎地域は平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含む。



徳島県内における住民一人あたりの市町村民所得について、過疎地域と非過疎地域を比較すると、大規模な事業所の有無等により過疎地域の方が少ない状況である。

一人あたりの市町村民所得(徳島県)

(単位:千円)

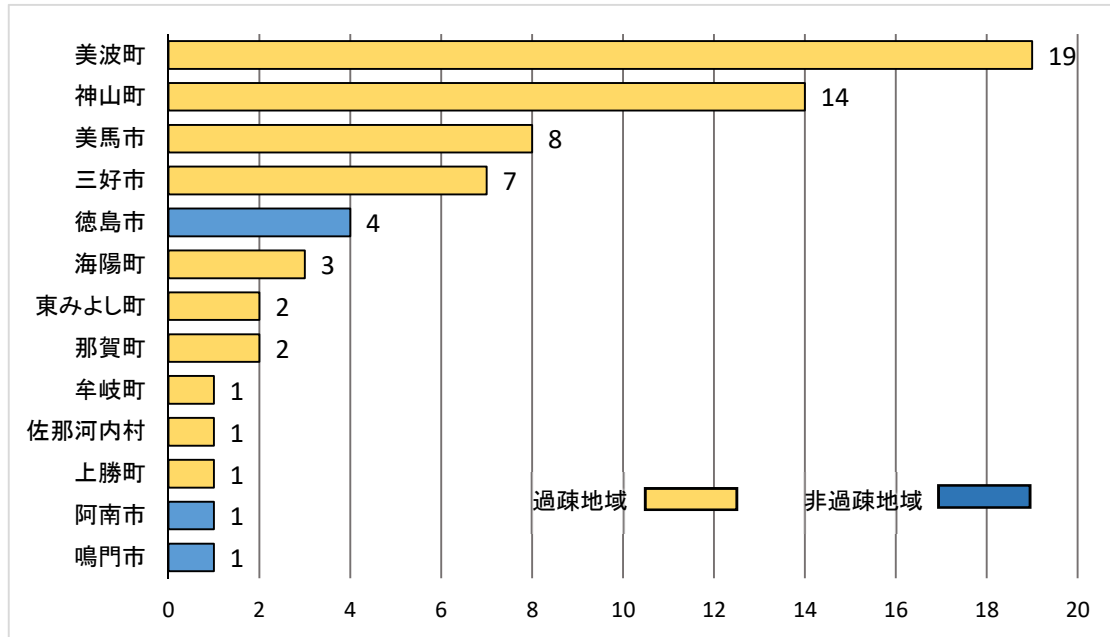


※1 「市町村民経済計算推計結果(H28)」(徳島県統計データ課)による。

※2 過疎地域は平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含む。

徳島県では、豊かな自然環境や全国屈指の光ブロードバンド環境を最大限に活用した、「とくしまサテライトオフィスプロジェクト」に取り組んでおり、過疎地域を中心として新たな企業の進出や都市部からの移住、さらには地元雇用を生んでいる。この取組は都市から地方への人の流れを生み出す、新たな地方創生のモデルとして国内外から注目されている。

サテライトオフィス進出企業数(徳島県)



※1 令和2年1月1日時点。

※2 過疎地域は平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含む。



徳島県制作動画
サテライトオフィス&YOU

(3)交通通信体系の整備

過疎地域においては、他地域との交流を促進するための道路整備、地域公共交通の確保などに取り組み、人々の暮らしを支えてきた。近年は、人口減少による利用者の減少、モータリゼーションの進展などにより、鉄道・バス等の公共交通を取り巻く環境が厳しさを増している。

市町村道の整備状況については、過疎債(ハード)の活用により、一部市町村で整備が進んでいるところがあるものの、過疎地域全体としては、非過疎地域と比べて未だ整備の遅れがみられる状況である。

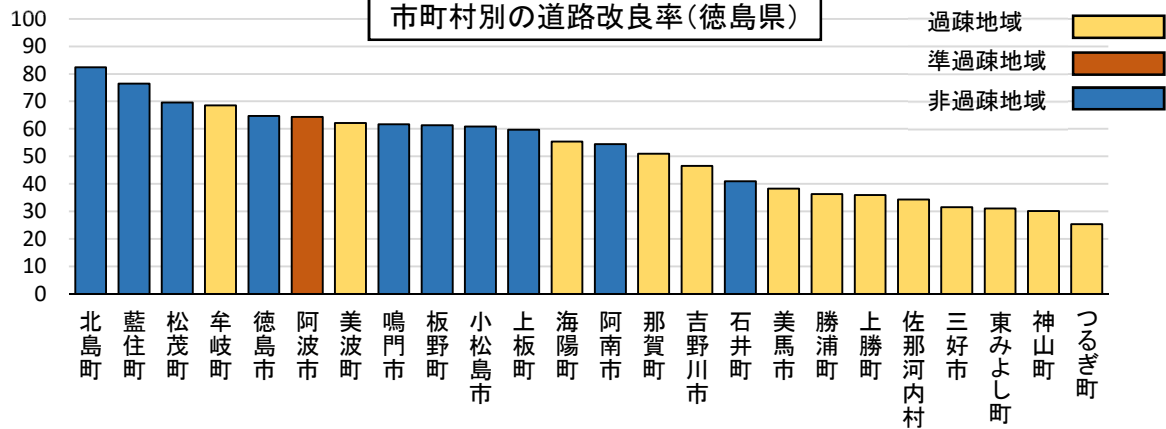
市町村道の整備状況(徳島県)

(単位:m)

	実延長	改良済延長	改良率	舗装道 (簡易舗装含む)	舗装率 (簡易舗装含む)
過疎地域	5,506,094	1,800,665	32.7%	3,856,631	70.0%
非過疎地域	7,164,244	3,960,668	55.3%	6,289,204	87.8%

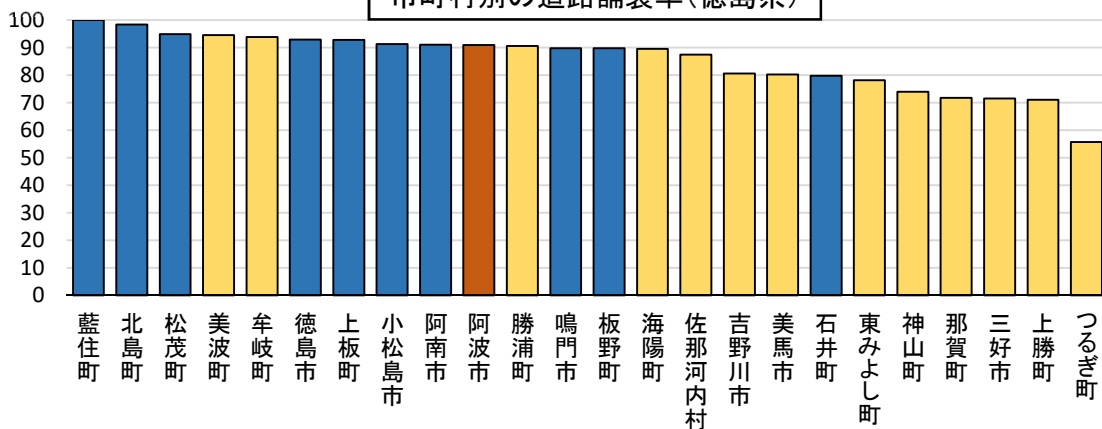
(単位:%)

市町村別の道路改良率(徳島県)



(単位:%)

市町村別の道路舗装率(徳島県)



※1 道路統計年報2018、道路現況調査(平成29年4月1日現在)による。

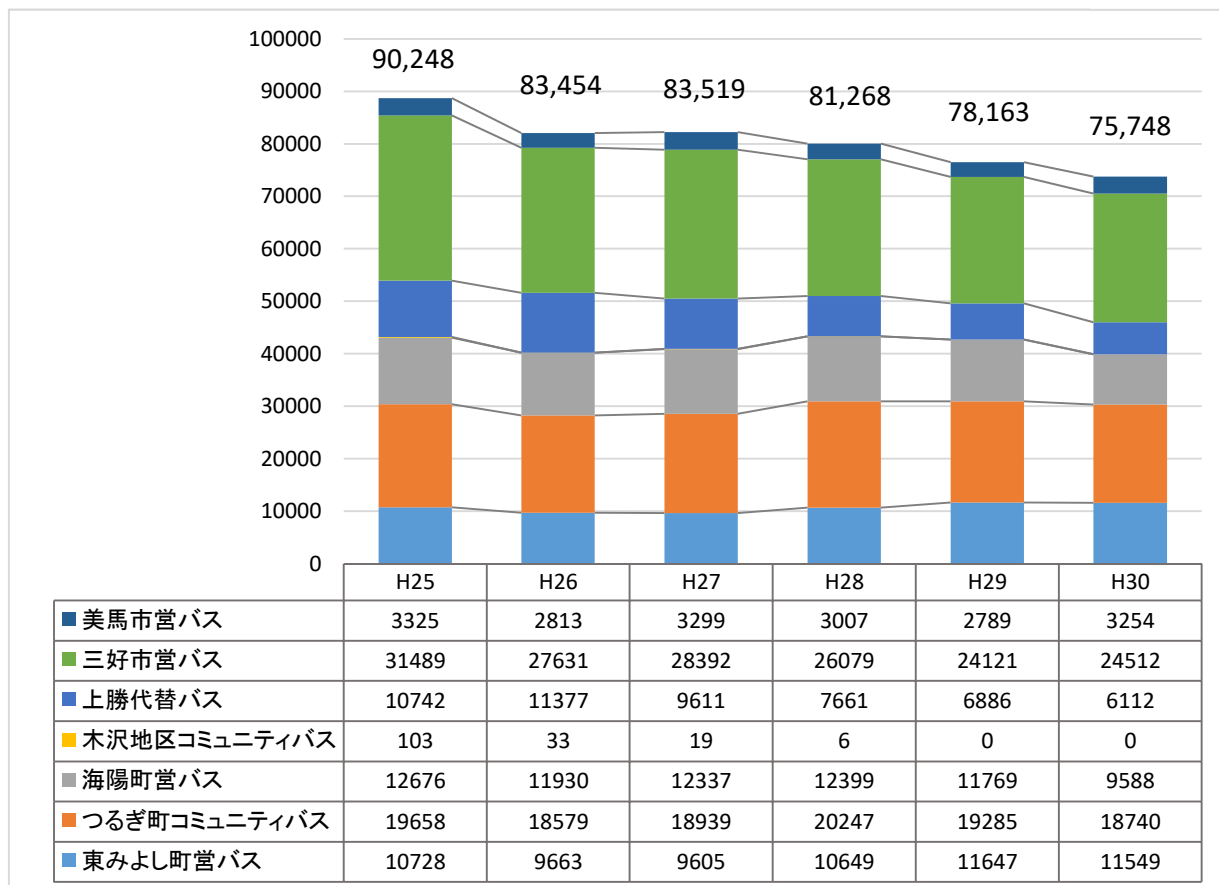
※2 道路舗装率は簡易舗装を含む。

※3 過疎地域は平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含む。

過疎地域における、道路運送法第79条に規定する自家用有償旅客運送の利用実績については、人口減少とともに輸送実績も減少傾向にあるが、免許返納等による高齢者の買い物や病院などへの移動手段の確保は喫緊の課題である。ますます運営が厳しくなる地域交通に対し、自家用有償旅客運送への手厚い支援や市町村営の交通事業の効率的な運営のため、市町村の枠を越えた取組等が求められる。

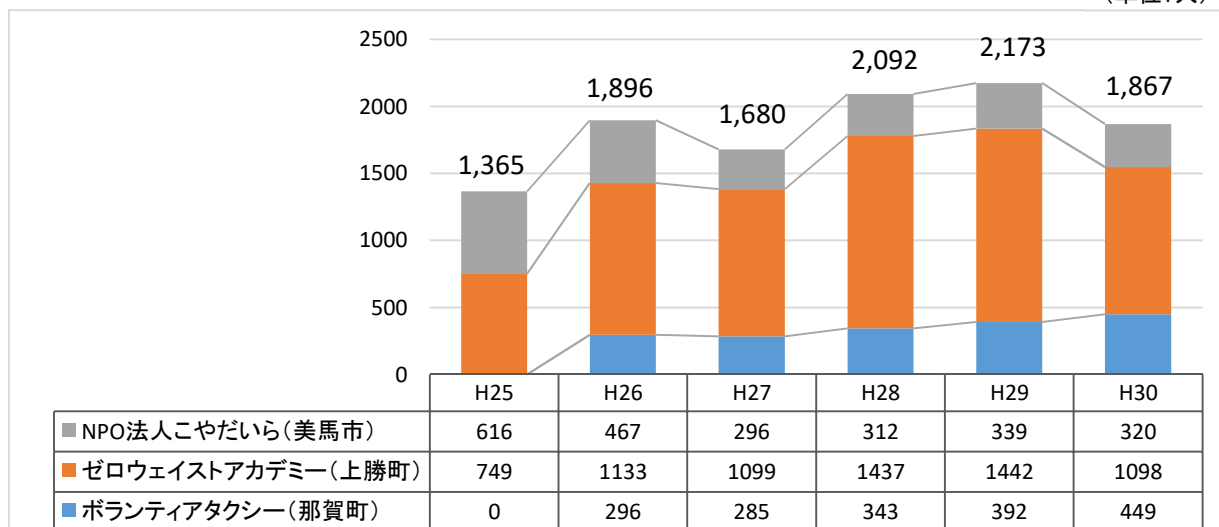
市町村運営有償運送による輸送実績(徳島県)

(単位:人)



公共交通空白地有償運送による輸送実績(徳島県)

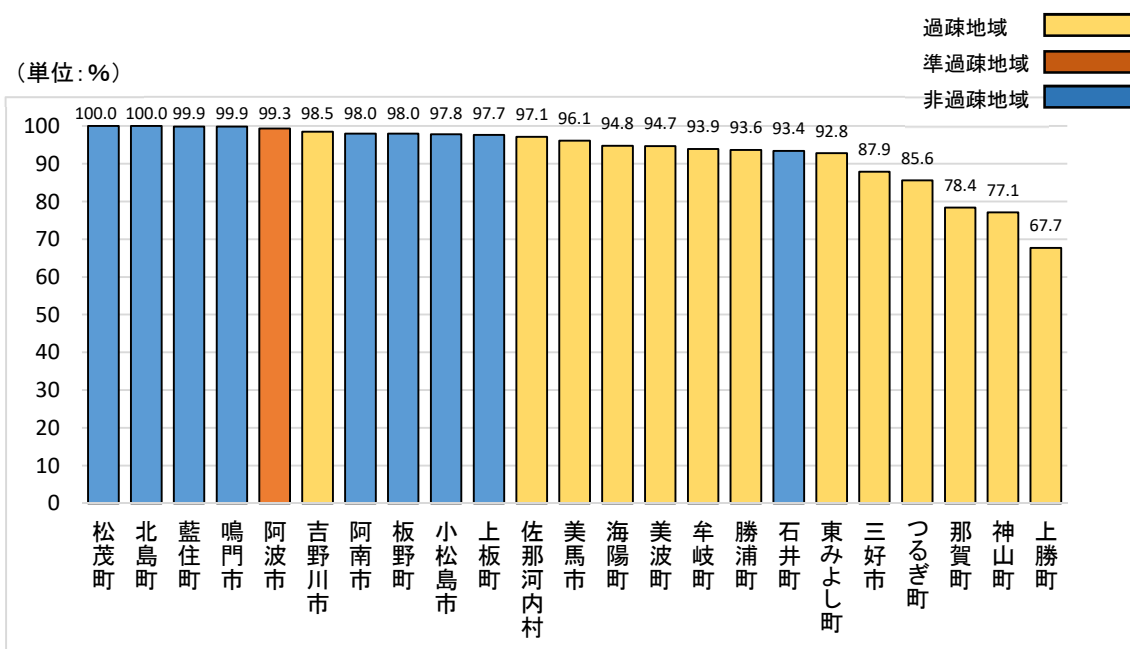
(単位:人)



(4)生活環境の整備

徳島県内における水道普及率をみると、過疎地域のほとんどの市町村で非過疎地域より整備が遅れが見られる。徳島県全体の普及率である97.2%を上回っている過疎関係市町村は吉野川市のみとなっている。

市町村別水道普及率の状況(徳島県)



(単位: %)

過疎地域		非過疎地域	
吉野川市	98.5	徳島市	98.5
美馬市	96.1	鳴門市	99.9
三好市	87.9	小松島市	97.8
勝浦町	93.6	阿南市	98.0
上勝町	67.7	阿波市	99.3
佐那河内村	97.1	石井町	93.4
神山町	77.1	松茂町	100.0
那賀町	78.4	北島町	100.0
牟岐町	93.9	藍住町	99.9
美波町	94.7	板野町	98.0
海陽町	94.8	上板町	97.7
つるぎ町	85.6		
東みよし町	92.8		

※1 「徳島県の水道」(徳島県安全衛生課)による。

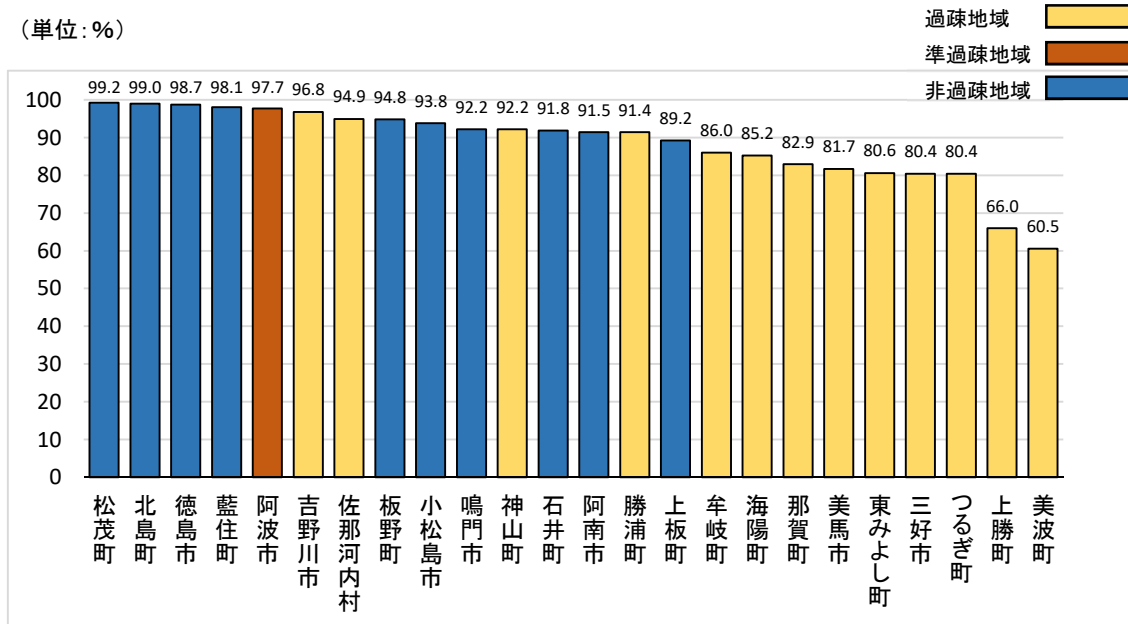
※2 平成30年3月31日時点。

※3 過疎地域は平成30年4月1日現在であり、吉野川市及び東みよし町の値は非過疎地域部分も含む。

※4 徳島県全体の普及率「97.2%」以下の市町村は黄色セルで表示。

徳島県内の水洗化率についても、全体的に過疎地域が非過疎地域と比べて整備が遅れが見られる。徳島県全体の水洗化率である93.8%を上回っている過疎関係市町村は吉野川市と佐那河内村のみとなっている。

市町村別水洗化率の状況(徳島県)



(単位: %)

過疎地域		非過疎地域	
吉野川市	96.8	徳島市	98.7
美馬市	81.7	鳴門市	92.2
三好市	80.4	小松島市	93.8
勝浦町	91.4	阿南市	91.5
上勝町	66.0	阿波市	97.7
佐那河内村	94.9	石井町	91.8
神山町	92.2	松茂町	99.2
那賀町	82.9	北島町	99.0
牟岐町	86.0	藍住町	98.1
美波町	60.5	板野町	94.8
海陽町	85.2	上板町	89.2
つるぎ町	80.4		
東みよし町	80.6		

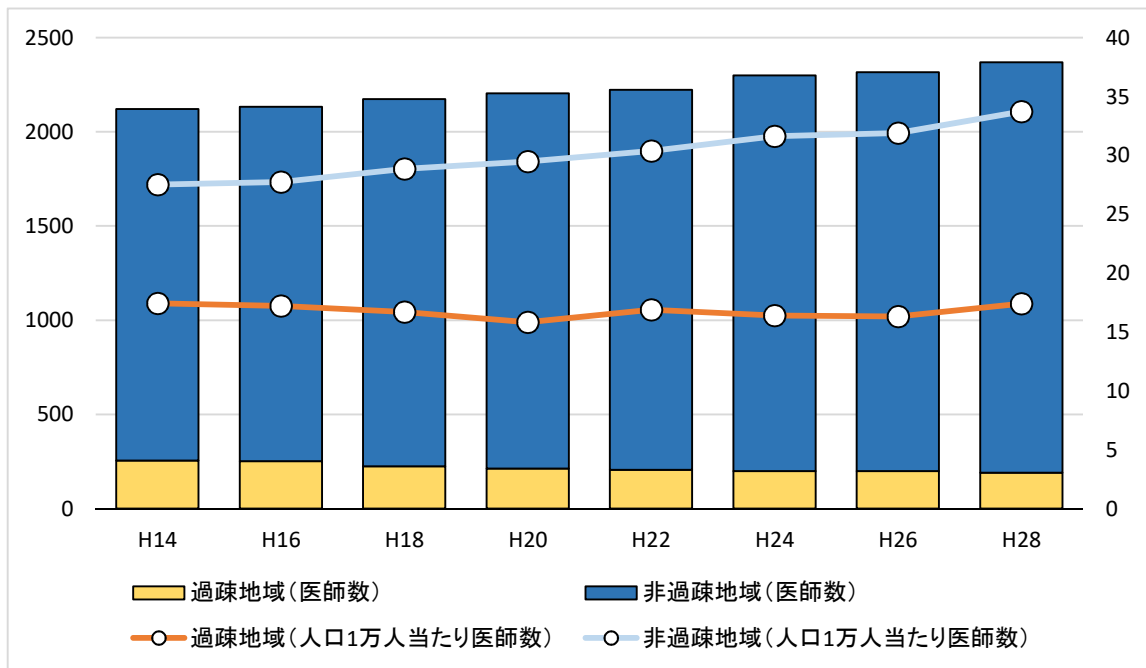
※1 「一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)」(平成29年度)による。
 ※2 過疎地域は平成30年4月1日現在であり、吉野川市及び東みよし町の値は非過疎地域部分も含む。
 ※3 徳島県全体「93.8%」以下の市町村は黄色セルで表示。

(5) 高齢者等の保健及び福祉・医療

徳島県内の医療施設における従事医師数をみると、過疎地域における医師数は減少の一途をたどり、1万人当たりの医師数も非過疎地域と比べて大きな格差が見られる。

医療施設従事医師数の推移(徳島県)

(単位:人)



		H14	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28
過疎地域	医師数	254	251	225	213	205	199	198	191
	人口1万人当たり医師数	17.4	17.2	16.7	15.8	16.9	16.4	16.3	17.4
非過疎地域	医師数	1,867	1,882	1,949	1,991	2,018	2,100	2,119	2,178
	人口1万人当たり医師数	27.5	27.7	28.9	29.5	30.4	31.6	31.9	33.7

※1 「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)による

※2 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

主な専門科別医師数をみると、過疎地域においては小児科及び産婦人科・産科の医師数が不足している状況であり、子どもを産み、育てる環境の確保が求められる。

主な専門科別医師

	総数	内科	小児科	外科	産婦人科・産科
過疎地域(徳島県)	191	93	5	18	6
人口1万人当たり	18.7	9.1	0.5	1.8	0.6
非過疎地域(徳島県)	2,234	538	105	125	73
人口1万人当たり	35.2	8.5	1.7	2.0	1.2
全国	311,963	60,403	17,321	13,751	11,332
人口1万人当たり	24.7	4.8	1.4	1.1	0.9

※1 「平成30年医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)による
 ※2 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

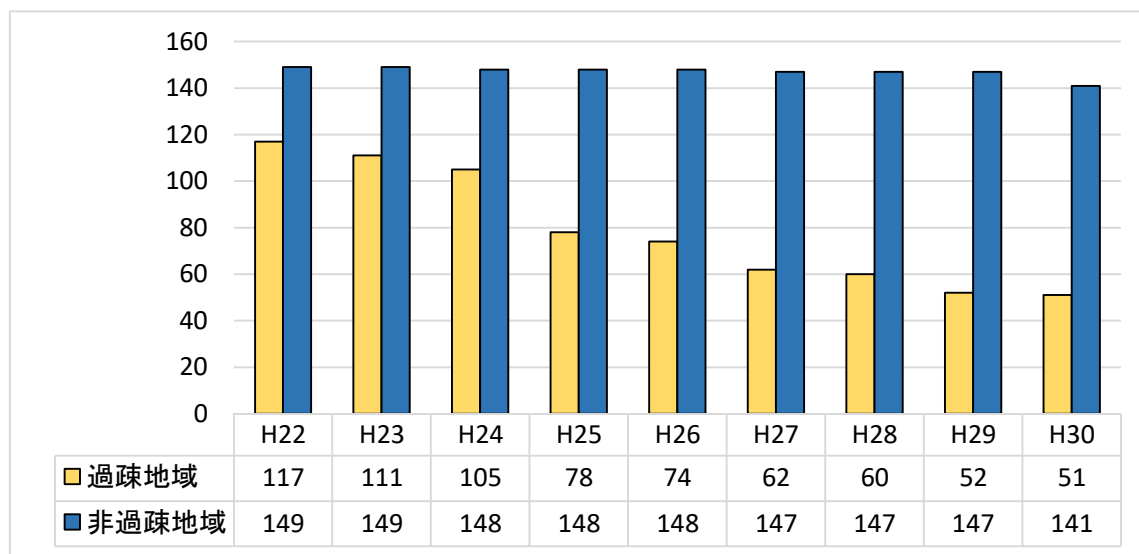


(6)教育

小学校、中学校ともに過疎地域の方が学校数の減少率は大きい。特に統廃合による小学校数の減少が目立つ。過疎関係市町村では、統廃合の影響による子ども達の通学手段の確保や廃校等の利活用又は除却に迫られている。

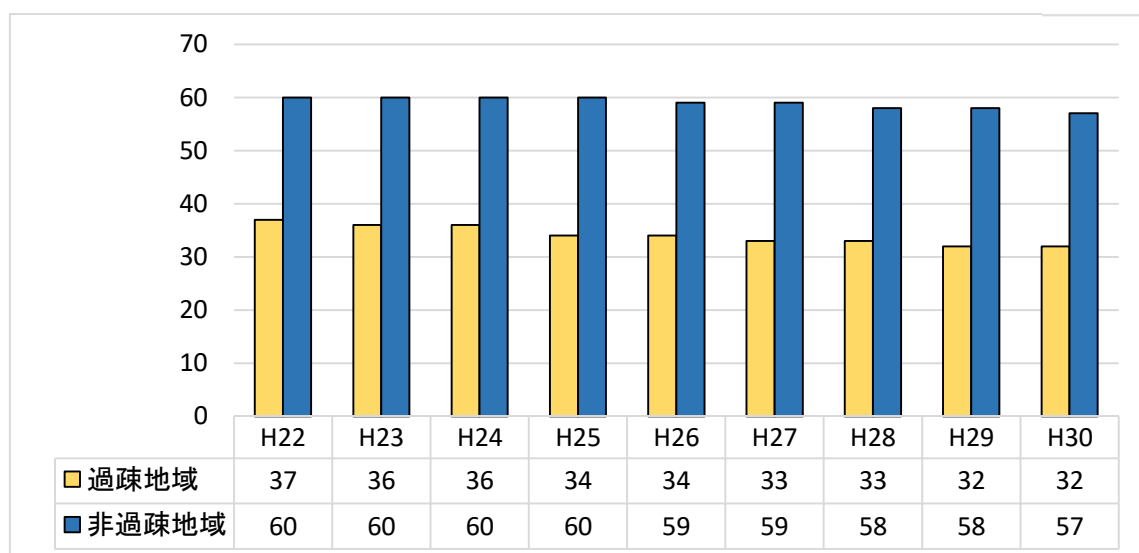
徳島県内小学校数の推移

(単位:校)



徳島県内中学校数の推移

(単位:校)



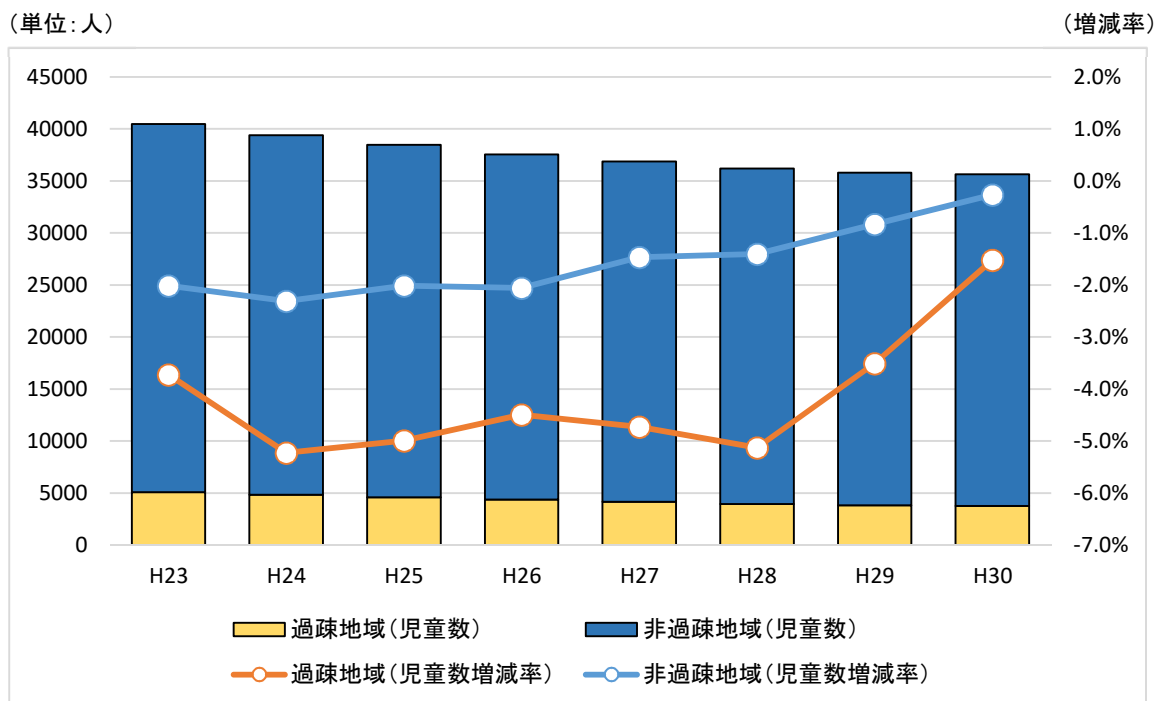
※1 「学校基本調査」(文部科学省)による。

※2 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

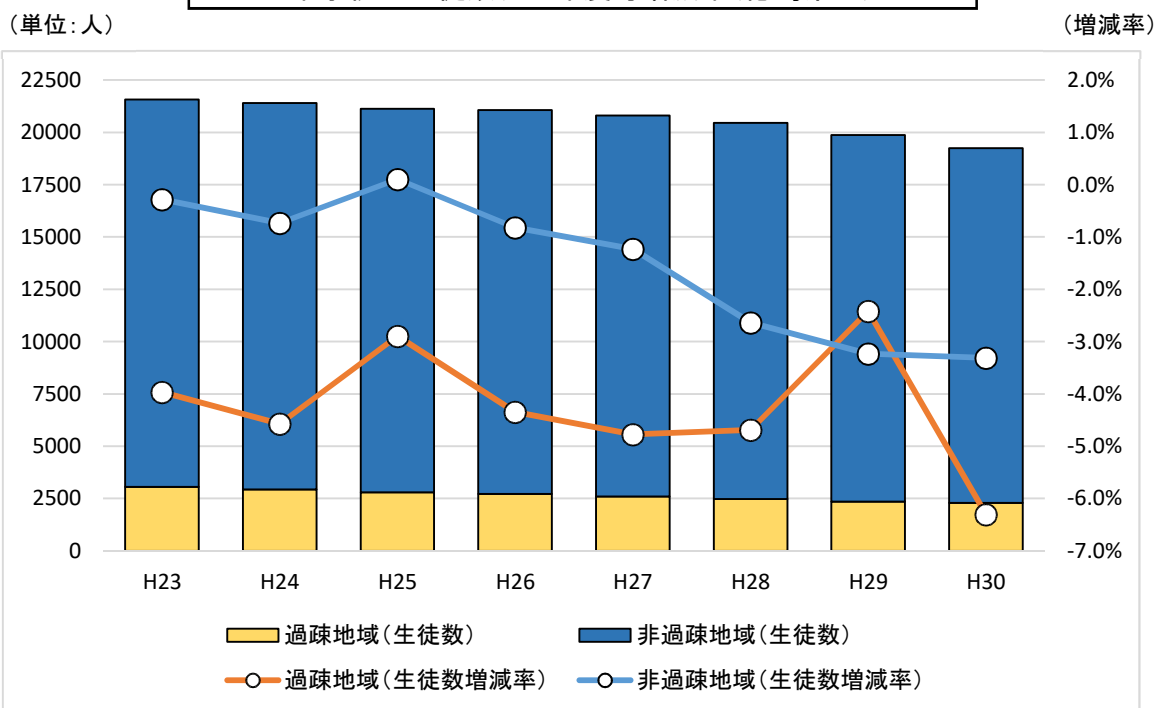
※3 学校数には国立・公立・私立及分校も含む。

徳島県における年度毎の児童数及び生徒数の推移については、学校数と同様、過疎地域における児童数・生徒数及び増減率ともに非過疎地域との差が見られる。

小学校の児童数及び年度毎増減率(徳島県内)



中学校の生徒数及び年度毎増減率(徳島県内)



※1 「学校基本調査」(文部科学省)による。

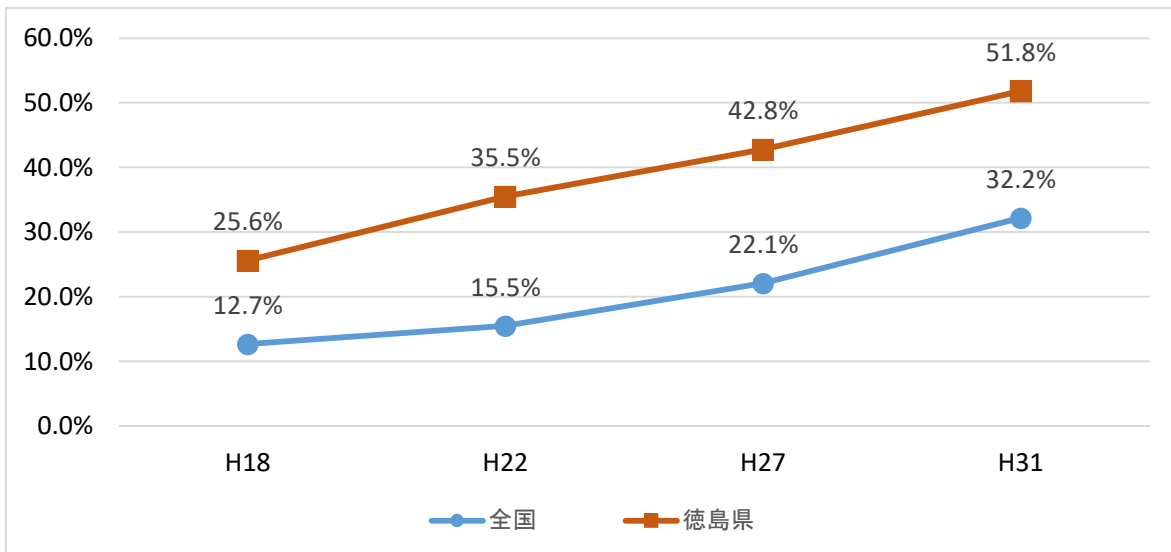
※2 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

※3 学校数、生徒数は国立・公立・私立及分校も含む。

(7) 集落の状況

65歳以上の高齢者の人口が50%を占める集落の割合について、平成31年4月時点における県内過疎地域では51.8%であり、その伸びは全国の過疎地域と比べて低いものの、集落を構成する住民の高齢化がさらに進んでいる状況である。

65歳以上の高齢者が50%を占める集落の推移(全国、徳島県との比較)



- ・H31年度は「過疎地域における集落の現状把握調査(中間報告)(H31年4月時点)」による。
- ・H27年度は「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査(H27年4月時点)」(過疎地域のみ抽出)による。
- ・H22年度は「過疎地域等における集落の現況把握調査(H22年4月時点)」による。
- ・H18年度は「過疎地域における集落の状況に関するアンケート(H18年4月時点)」による。



(8)課題

少子高齢化や人口減少が都市部よりも早く進むことで、県内の過疎地域では、様々な課題が生じている。以下の表には、過疎地域の主な課題を分野ごとに整理した。分野の区分については、過疎法に基づき策定する過疎地域自立促進計画の体系を参考としている。

分 野		主な課題
1	産業の振興	<ul style="list-style-type: none">・農林水産業の振興及び担い手の確保・鳥獣害対策・耕作放棄地の拡大・企業誘致・事業承継・外国人等、多様な人材の確保や受入環境整備
2	交通通信体系の整備 情報化及び地域間交流の促進	<ul style="list-style-type: none">・既設道路の維持、補修・基幹的道路の広域的整備・高齢者の移動手段の確保・地域交通の維持確保・集落内道路の整備・5G基地局及び光ファイバ網の整備・維持管理・移住・定住対策
3	生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none">・空き家対策・公共施設の老朽化による更新、統廃合、除却への対応・買物弱者への対策
4	高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	<ul style="list-style-type: none">・健康寿命の延伸・フレイル対策(介護予防対策)・子育て環境の充実
5	医療の確保	<ul style="list-style-type: none">・地域住民が安心できる地域に応じた医療体制の確保・専門医及び指導医の確保・看護師等、医療従事者の確保・重篤な患者の迅速な搬送手段の安定的確保・通院手段の確保
6	教育の振興	<ul style="list-style-type: none">・通学手段の確保・郷土愛を育む地域教育力の向上
7	地域文化の振興等	<ul style="list-style-type: none">・地域文化の保存及び継承・文化的価値の発信
8	集落の整備	<ul style="list-style-type: none">・集落内設備の維持管理・地域コミュニティの存続・円滑な世代交代

3 新たな過疎法に向けた基本的な考え方

(1) 過疎対策の理念

新たな過疎法においては、人口の低密度化が著しい農山漁村地域の生活水準や住民負担等の改善を図り、都市部との地域間格差を是正することにより、当該地域の「自立」を促すとともに、地域自らの発意と行動による「自律」の精神を育み、地域それぞれの実情に応じた振興策を講じることにより、我が国の人口減少、少子高齢化が急速に進行する中、都市部から農山漁村地域へと向かう「新しい人の流れ」を創り出し、持続可能な国土の形成を図ることとする。

折しも、「東京一極集中」の是正に向けて「地方創生」の取組みが全国で展開されている。積極的な過疎対策により、農山漁村地域に暮らす人々の安全・安心な生活環境を守るとともに、活力あふれる地域づくりを推進し、「地方創生の実現」に大いに貢献することができる。

(2) 過疎地域の指定要件

① 新たな指標の追加

新たな過疎法における「対象地域の指定要件」の検討に当たり、従来の「人口要件」や「財政力要件」のみならず、農山漁村地域が我が国の「持続可能な社会づくり」のために果たしている多面的・公益的機能を考慮する必要がある。

一例として、「過疎地域」では、広大な林野を少ない地域住民でカバーし、「国土保全」という極めて重要な役割を果たしているという特徴を捉え、「住民一人あたり林野面積」を要件の一つとする等、農山漁村地域が担う役割に着目した要件を追加する。

(※参考資料「徳島県内市町村 住民一人当たりの林野面積等」に、本県の状況を記載)

② 指定の単位

「過疎地域」の指定の単位については、「平成の大合併後における市町村単位」が基本としながら、地域によっては、人口減少が進んでいるものの、これまで合併を重ねてきたことで実態が見えにくくなっている地域もある。こうした「見えなくなっている過疎」は、言わば「合併の後遺症」とも考えられることから、その状況を治癒するためにも、「昭和の大合併前の市町村単位」により人口減少の状況を把握し、大きく減少している地域については「一部過疎地域」として取り扱う等の見直しを行う。

(3)新たな着眼点

① 都市部から農山漁村へ向かう「人の流れ」の創出

都市部から農山漁村へと向かう「人の流れ」を創出するため、地域や年齢、さらには国籍の異なる人々との関係性を調整し、地域づくりに関わる人々が誇りや愛着を持って長期的に取り組めるよう、地域・世代・未来を「つなぐ」人材の創出に取り組む必要がある。

地域内外の多様な人材が交わり、地域活性化に関わっていけるよう、「活躍の場」の整備やチャレンジを応援する仕組み、さらに医療、子育て等、農山漁村地域で安心して生活できるよう財政面での支援や地域の実情に応じた施策が必要である。

② 革新的技術を活用した取組みへの支援

IoT、AI、ビッグデータなどの革新的技術を活用した課題解決は、あらゆる分野で担い手不足であり、地理的条件も悪い農山漁村地域にこそなじむものであり、「Society5.0」の実現をより具現化させるためにも過疎地域への導入を積極的に推進していくべきである。

また、同時に5G(第5世代移動通信システム)を支える基地局や光ファイバ網等の情報通信基盤の整備・維持管理、それを利用する地域住民の必要な知識と情報の共有が重要である。

③ 大規模自然災害への備えに対する支援

30年以内に7割～8割の確率で発生すると言われる「南海トラフ地震」や頻発化・激甚化している豪雨災害では、多くの農山漁村地域で被害が見込まれることから、防災・減災対策はもとより、平時から復旧・復興に必要な体制を構築する「事前復興」に取り組むことが求められる。

④ 都道府県の役割強化

都道府県は、現行過疎法に基づき「自立促進方針」や「自立促進計画」を策定するとともに、市町村事業の代行や、地域の実情に応じた施策を通じて、市町村の取組みを補完している。

今後、人口減少がいつそう進むことで、小規模自治体では業務の担い手不足も懸念され、自治体間を調整する都道府県の役割が大きくなると考えられることから、複数市町村にわたる広域的な事業の実施にあたっては、都道府県による積極的な関与が求められる。

⑤ 過疎法の恒久化

「過疎」という後ろ向きなイメージを払拭し、地域住民の誇りを醸成するためには、神山町の「創造的過疎」、美波町の「にぎやかそ」のように、「過疎」という言葉をポジティブに捉えながら、過疎地域の役割を認識し、その役割を果たせるよう取り組んでいく必要がある。

そのため、新たな過疎法は人口減少に対して緊急的に対処するための臨時法ではなく、過疎地域の役割を果たし、持続可能な国土形成を図ることを目的として、恒久法に位置づけるべきである。

4 新過疎法において目指すべき過疎地域のイメージ

① 地域と人のつながりが生み出す「新たな価値」の創造

農山漁村に新しい生き方・暮らし方・働き方を求める方が増え、都市部との間で数多くの人材が行き来することを通じて多様な価値観が交わり、「想像を超えた創造」が生み出されている。



アウトドアスポーツを楽しむ人々



サテライトオフィスで働く人々



農業・漁業体験



都市部住民との交流

② 地域住民が主役の集落運営

「基幹的集落」を中心とした集落間のつながりにより一体的な日常的生活圈を形成し、医療、福祉、子育て、地域交通等、生活に必要な不可欠な基盤やサービスの維持・確保、自然災害発生時の集落間の助け合い、コミュニティビジネスによる持続的な体制を確立し、それぞれの集落において地域住民が主役となり、「自助」「共助」を基本として地域を運営している。



地域住民による自主防災訓練



廃校舎を活用した健康づくり



複合施設「小さな拠点」整備



自家用有償運送事業



特産品を活用したコミュニティビジネス



在宅医療

③ 革新的技術による未来創造の拠点

最新の情報通信基盤が広く整備され、IoT、AI、ビッグデータ等に代表される、革新的技術の活用により、自動運転や遠隔医療等が地域住民の日常生活に普及し、農山漁村地域の抱える地域課題が多岐にわたり解決されるとともに、都市部が直面する課題解決にも寄与している。



スマートフォンを活用した
遠隔診断支援システム「Kサポート」



自動運転サービス実証実験



ドローンの農林水産業への活用

④ 地域環境を活かした自然・社会教育や愛着を育む「ふるさと教育」実践

農山漁村地域だからこそできる地域住民による「教育」により、地域に愛着を持つ子ども達が生まれながら、デュアルスクールなど新たな学びの仕組みで、都市部の子どもとの交流も盛んに行われることにより、多面的な考えを持つ子どもが育っている。



自然教育の推進



都市部と過疎地域の両方で学べる
デュアルスクール



高齢者と語る子どもの会

⑤ 風土・文化・生活様式等が織りなす多様な魅力

地域住民の郷土愛や誇りにより、地域ならではの風土・文化・生活様式・景観が保存・継承され、それを見る・支える日本人の心を豊かさを醸成するとともに、各地域毎に異なる日本文化の多様性が広く海外の人々の心に感動を与えている。



世界農業遺産に登録された
「にし阿波傾斜地農法」



大嘗祭を前に
籠服(あらたえ)調進に向けた大麻の栽培



勇壮に海へ飛び込む
太鼓屋台「ちょうさ」

5 今後の過疎対策の方向性

過疎地域は豊かな自然環境や食料・水・エネルギーの提供などの多面的な役割があるものの、未だ解消されない都市部との格差も顕在している。過疎対策の更なる展開により、都市部との格差を解消し、多面的機能を保全することは、我が国全体としての持続可能な社会の実現に大きく寄与する。

今後の過疎対策においては、「持続可能な世界を実現するための17のゴール」を念頭に、地域の誰一人として取り残さない地域づくりを目指しながら、国・都道府県・市町村のそれぞれが対策を講じることにより、地域の持続性が高まり、結果として持続可能な国土の形成が図られるものと考えられる。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs とは

○2015年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標。

○貧困の解消や気候変動対策など、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されており、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

6 今後、取り組むべき支援策

「新たな過疎法」の制定とともに、過疎対策に関する様々な施策について、一層の充実が図られ、地域の実情に即した、「令和の時代」にふさわしい取組みを、地方が積極的に講じられる環境が整うことを強く求める。

支援策		
ア 財政上の 特別措置	過疎債	① 過疎債の対象事業の追加
		・「防災・減災」や「事前復興」に係る取組への支援
		・上水道事業に統合した旧簡易水道施設の強靱化への支援
		・公共施設の除却に対する支援
		・ヘリポート整備による救急搬送体制確保への支援
		・「小さな拠点」形成に係る整備への支援
		② 過疎債の交付税算入率の引き上げ措置
		・「革新的技術を活用した先駆的取組」に対する支援
		・財政力の特に深刻な過疎関係市町村への支援
	③ 過疎債の充当率の引き上げ措置	
・家賃補助等住宅給付制度を設けた住宅整備事業に係る支援		
④ 過疎債の適債要件の撤廃		
・地域の実情を加味した道路延長事業への支援		
⑤ 都道府県による過疎債の発行		
・「都道府県代行制度」の積極的な活用への支援		
⑥ 過疎債(ソフト分)の限度額の引き上げ		
補助金・交付金	⑦ 過疎地域等自立活性化推進交付金	
	・過疎地域等自立活性化推進事業の交付対象事業の追加	
イ 税制上の 特別措置	課税免除等	⑧ 課税免除等に係る対象業種の追加
		・革新的技術を有する企業等の誘致に対する支援
ウ 都道府県代行制度		⑨ 対象となる代行可能な事業の追加
		・広域的な事業に対する代行制度の活用
エ 規制緩和による特別措置		⑩ 急傾斜地崩壊対策事業
		・採択要件の緩和
		⑪ 集落支援員制度
		・集落支援員の役割の見直し及び対象経費の拡大

ア 財政上の特別措置

【過疎対策事業債】

① 過疎債の対象事業の追加

○ 「防災・減災」や「事前復興」に係る取組への支援

今や我が国が「災害列島」の様相を呈する中、南海トラフ巨大地震や豪雨災害など、自然災害から住民を守るためには、財政基盤の脆弱な過疎地域においても早急に「防災・減災対策」や「事前復興」に取り組むことが極めて重要となる。については、防災拠点・避難所となる庁舎の耐震化や高台移転、さらに、被災想定を踏まえ事前に整備する「防災公園」や「復興のための住宅用地」を過疎債(ハード)の対象事業に追加すること。



大規模自然災害を想定した事前の整備が極めて重要

○ 上水道事業に統合した旧簡易水道施設の強靱化への支援

過疎地域における水道事業は、著しい人口減少に起因する水需要の減退や、給水人口密度の低下、人材確保の困難に加え、施設の老朽化への対応による市町村の財政負担も大きく、それによる住民負担も余儀なくされており、事業の統合だけでは解決し得ない状況にある。そこで、水道事業の安定運営及び水道施設の強靱化、住民負担の軽減に向けて、上水道事業に統合した旧簡易水道施設の更新について、過疎債(ハード)の対象に追加すること。



人口減少による料金収入の減少に加え、
老朽化や耐震化に伴う更新が水道事業経営を圧迫している

○ 公共施設の除却に対する支援

今後、既存インフラの老朽化により、道路・橋梁・情報通信設備等、公共施設の更新への対応が求められる。しかしながら、人口減少が著しく進んでいる過疎地域においては、全ての公共施設を一律に更新していくことは難しく、一部を集約していくことも考えられる。このため、遊休資産となる施設も生じると見込まれるが、施設の耐震性によっては、早期除却の検討を余儀なくされる場合も考えられる。そこで、「将来の危険を残さない」ための対策として、公共施設等総合管理計画に基づき「公共施設の除却」を推進する場合については、過疎債(ハード)の対象事業に追加すること。



今後、更なる人口減少とともに利活用の見込みのない公共施設への対応が求められる

○ ヘリポート整備による救急搬送体制確保への支援

過疎地域においては、高齢化の進行に伴う救急搬送の需要が増加する一方、医療機関数や医療従事者数は減少傾向にあることから、医師が迅速に現場に駆けつけ、初療を開始するドクターヘリを最大限に活用するため、できる限り現場直近に着陸できる離着陸場（ヘリポート）のニーズが高まっている。また、救急搬送用ヘリポートの整備は、近年、各地で猛威を振るっている大規模自然災害による孤立集落への支援にもつながる。しかしながら、過疎地域は狭隘地が多いことから離発着場の整備に多額のコストがかかる。そこで、整備を促進していくため、過疎債（ハード）の対象として「救急搬送用ヘリポートの整備」を追加すること。



急峻で着陸のための適地の少ない過疎地域におけるヘリポートの整備は急務である

○ 「小さな拠点」形成に係る整備への支援

生活に必要なサービスが集約化された「小さな拠点」の整備を進め、地域住民の集落生活圏を持続可能な形で維持するため、行政サービスの窓口の移転や、郵便局・ガソリンスタンド・買物施設等、生活サービスの受け入れのための整備も含め、「『小さな拠点』形成に係る整備」を対象事業に追加すること。



「小さな拠点」等の複合施設による
住民に必要な生活サービス等の維持は不可欠

② 過疎債の交付税算入率の引き上げ措置

○ 「革新的技術を活用した先駆的取組」に対する支援

「Society5.0」社会の実現に向け、「スマート農林水産業」や「スマート自治体」等、革新的技術を活用した全国に先駆けたモデル事業については、交付税算入率を現行の70%から80%に引き上げること。



革新的技術は過疎地域の課題解決にこそ活用できる



徳島県制作動画
スマート農業関係機械実演会

○ 財政力の特に深刻な過疎関係市町村への支援

過疎地域間においても、財政基盤において大きな格差が見られるため、「財政力指数」が特に深刻な市町村の行う事業については、交付税算入率の引き上げ措置を行うこと。



③ 過疎債の充当率の引き上げ措置

○ 家賃補助等給付制度を設けた住宅整備事業に係る支援

移住・定住促進のために過疎関係市町村が家賃補助や給付制度を設けた上で、集落再編整備のための住宅を整備する場合、家賃収入だけでは過疎債非充当分について十分に賄うことができない。将来の集落の担い手となりうる移住者・定住者の生活基盤をしっかりと確保するため、過疎債の充当率を現行の75%から100%へ引き上げること。



定住促進には家賃補助等の給付制度は住宅整備とセットで取り組む必要がある

○ 現行制度

定住促進のための賃貸住宅団地の整備の住宅部分の過疎債充当率については、通常の過疎債充当率100%ではなく、家賃収入等を踏まえ75%とされている。

なお、類似の制度である公営住宅については、建設時には充当率100%の「公営住宅建設事業債」を起債した上で、複年度の家賃収入で対応することとしている。

④ 過疎債の適債要件の撤廃

○ 地域の実情を加味した道路延長事業への支援

道路延長事業に対する過疎債の適債要件については、一定の要件緩和はされているものの、原則、単年度あたりの事業量が100m未満のものや集落内道路の整備は対象とされていない。急峻な中山間地域等、地形的条件で難工事となり単価が非常に高くなる場合、また、集落内であっても災害時の迅速な避難行動に必要な場合を考慮し、道路延長事業に対する過疎債の適債要件を撤廃すること。



今後は既設道路の短い区間の長寿命化などの需要も考えられる

⑤ 都道府県による過疎債の発行

○ 「都道府県代行制度」の積極的な活用への支援

市町村事業を補完する制度として「都道府県代行制度」があるが、財政措置が不十分であることから制度を活用したくとも手が届かない現状がある。については、都道府県代行制度に係る事業のうち、都道府県負担分については過疎債の対象とすること。



全国における都道府県代行制度の適用件数

(年度、件)

	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29
市町村道	266	251	239	226	215	202	191	187	176	153	135	119	99	81	62	50	46	45	41	39	38	34	36
農道	248	243	239	242	226	215	188	155	132	105	79	59	52	45	38	32	20	21	16	9	8	6	5
林道	269	273	266	260	251	234	233	217	203	193	200	188	176	163	158	148	148	123	122	120	124	117	111
漁港 関連道	2	2	2	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	785	769	746	729	693	652	613	560	512	451	414	366	327	289	258	230	214	189	179	168	170	157	152

(備考) 国庫補助金や交付金を充当している路線数

都道府県代行制度の活用件数は年々減少傾向にある

⑥ 過疎債(ソフト分)の限度額の引き上げ

過疎債(ソフト分)については、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業として広く対象としており、直近3カ年においてはほぼ限度額に近い額の利用がなされている程、全国の過疎市町村においても需要が高い。ついでには、過疎債(ソフト分)の発行限度額の算定方法について見直しを行い、限度額の引き上げを行うこと。



全国における過疎対策事業債の発行状況について

(単位: 億円)

	過疎債 計画額 (A)	過疎債 発行額 (B)	差額 (A-B)	発行額 割合 (B/A)	過疎債発行額(B)のうち				ソフト 限度額 割合 (C/A)
					ハード	ソフト	ソフト 限度額 (C)	ソフト 利用率	
H22	2,700	2,281	419	84.5%	1,902	379	662	57.3%	24.5%
H23	2,900	2,589	311	89.3%	2,131	458	702	65.2%	24.2%
H24	3,115	2,976	139	95.5%	2,410	566	727	77.9%	23.3%
H25	3,139	2,880	259	91.7%	2,264	616	745	82.7%	23.7%
H26	3,728	3,452	276	92.6%	2,766	686	769	89.2%	20.6%
H27	4,240	3,832	408	90.4%	3,123	709	769	92.2%	18.1%
H28	4,409	4,003	406	90.8%	3,274	729	764	95.4%	17.3%
H29	4,561	4,115	446	90.2%	3,373	742	765	97.0%	16.8%
H30	4,626	4,264	362	92.2%	3,544	720	745	96.6%	16.1%

自由度の高い過疎債(ソフト分)の需要は高まる一方、過疎債計画額のうちソフト限度額の割合は低くなっている

【補助金・交付金】

⑦ 過疎地域等自立活性化推進交付金

○ 過疎地域等自立活性化推進事業の交付対象事業の追加

過疎地域が抱える諸課題に対応するための事業(交付額:500万円～1,000万円)であるが、将来の地域の担い手を確保するため、地域住民による地域ならではの教育により、子ども達が地域の良さを認識する「自然・社会教育」、「ふるさと教育」等を対象事業に追加すること。



地域の魅力を知るための教育は将来の担い手育成にもつながる



徳島県制作動画

『徳島発！二地域居住を加速する「デュアルスクール」PR動画』

○ 現行制度

過疎地域における喫緊の諸課題に対応するために、過疎市町村等が行う先進性や実効性のある①～⑥のソフト事業に対して交付して支援することにより、当該地域の自立活性化を図る事業。

- ①産業振興(スモールビジネス振興)
- ②生活の安心・安全確保対策
- ③集落の維持・活性化対策
- ④移住・交流・若者の定住促進対策、田園回帰の促進
- ⑤地域文化伝承対策
- ⑥環境貢献施策の推進

イ 税制上の特別措置

【地方税の課税免除等に対する減収補てん措置】

⑧ 課税免除等に係る対象業種の追加

○ 革新的技術を有する企業等の誘致に対する支援

IoT、AI、ビッグデータ等の革新的技術を有する産業の誘致を推進し、地域と協働して農山漁村地域の課題解決へ向けた取組を進めていくため、地方税の課税免除等に対する減収補てん措置の対象に「『Society5.0』の技術を有する産業」を追加すること。



○ 現行制度

都道府県又は市町村が、過疎地域内の産業の振興を図るため、過疎地域内において一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業及び農林水産物等販売業並びに個人が行う畜産業及び水産業について、条例に基づき課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収の75%を普通交付税で補填。

ウ 都道府県代行制度

⑨ 対象となる代行可能な事業の追加

○ 広域的な事業に対する代行制度の活用

国土強靱化、5G等の新たな情報基盤の整備、地域交通の維持、地域医療の確保、鳥獣害対策等、過疎関係市町村の住民の安心・安全な生活に欠かせない事業の中には、一つの市町村のみで取り組むよりは、広域的なプロジェクトとして都道府県が代行して実施する方が効率的かつ効果的な過疎対策もあることから、これら事業については、都道府県が代行可能な事業として追加すること。



住民の不便さや不安を解消するための広域的な取組が求められる

○ 現行制度

都道府県は過疎地域自立促進都道府県計画に基づき、過疎関係市町村に代わって基幹的な市町村道等や下水道事業の整備について、事業を行うことができる。

なお、基幹的な市町村道等とは、市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道で関係行政機関の長が指定するものとなっている。

エ 規制緩和による特別措置

⑩ 急傾斜地崩壊対策事業

○ 採択要件の緩和

急傾斜地崩壊対策事業の採択基準について、現行制度では、保全人家が概ね「10戸以上」が原則とされており、一定の緩和要件により「5戸以上」であっても採択基準を満たすことになっている。この緩和要件に「過疎地域であること」を加え、地域の実情に即した対策が講じることができるよう緩和をすること。



○ 現行制度

採択基準となる保全人家は概ね10戸であるが、以下の場合は「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。

- ・市町村地域防災計画に位置づけられている避難路を有する急傾斜地の場合。
- ・風倒木の発生の著しい地域(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第11条の2に基づく森林災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域に限る。)における公共施設に関連する急傾斜地及び大規模地震による著しい被害が生じた地域(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第3条の1に基づく公共土木施設災害復旧事業を行う地域で、災害派生の翌年から起算して概ね5年以内の地域に限る。)における急傾斜地並びに児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、医療提供施設、生活保護法に基づく救護施設、厚生施設及び医療保護施設並びに学校教育法に基づく特別支援学校及び幼稚園が存する急傾斜地の場合。

⑪ 集落支援員制度

○ 集落支援員の役割の見直し及び対象経費の拡大

地域住民自らによる集落の維持・再生を推進するため、「集落支援員」の役割である「集落点検の実施」、「集落のあり方についての話し合い」のみならず、持続可能な地域づくりを住民自ら取り組むことができるよう、特別交付税の対象経費として、「人材の育成」、「伝統文化の維持・継承」等、地域力の向上につながる事業に係る経費について対象とすること。



住民主役の集落運営をさらに進めるために、
集落支援員が果たす役割は大きい

○ 現行制度

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施。

※特別交付税の対象経費

- ・集落支援員の設置に要する経費
- ・集落点検の実施に要する経費
- ・集落における話し合いの実施に要する経費

7 参 考 资 料

○徳島県内市町村別 住民一人あたりの林野面積等

徳島県内市町村	総土地面積 (ha)	林野面積 (ha)	H27人口 (人)	一人あたりの 林野面積 (a/人)	【参考】 林野率 (%)
徳島市	19,125	5,043	258,554	1.95	26.4%
鳴門市	13,566	7,100	59,101	12.01	52.3%
小松島市	4,537	655	38,755	1.69	14.4%
阿南市	27,956	15,033	73,019	20.59	53.8%
吉野川市	14,414	8,286	41,466	19.98	57.5%
(旧美郷村)	6,633	5,628	957	588.09	84.8%
阿波市	19,111	10,108	37,202	27.17	52.9%
美馬市	36,714	29,210	30,501	95.77	79.6%
三好市	72,142	63,227	26,836	235.61	87.6%
勝浦町	6,983	4,719	5,301	89.02	67.6%
上勝町	10,963	9,699	1,545	627.77	88.5%
佐那河内村	4,228	2,910	2,289	127.13	68.8%
石井町	2,885	237	25,590	0.93	8.2%
神山町	17,330	14,911	5,300	281.34	86.0%
那賀町	69,498	65,931	8,402	784.71	94.9%
牟岐町	5,656	4,935	4,259	115.87	87.3%
美波町	14,082	12,533	7,092	176.72	89.0%
海陽町	32,765	29,919	9,283	322.30	91.3%
松茂町	1,424	6	15,204	0.04	0.4%
北島町	874	-	22,446	-	-
藍住町	1,627	-	34,626	-	-
板野町	3,622	1,658	13,358	12.41	45.8%
上板町	3,458	1,215	12,039	10.09	35.1%
つるぎ町	19,484	16,673	8,927	186.77	85.6%
東みよし町	12,248	9,637	14,638	65.84	78.7%
(旧三好町)	5,471	4,406	5,561	79.23	80.5%
過疎地域	301,949	264,701	116,253	227.69	87.7%
非過疎地域	112,744	48,944	639,480	7.65	43.4%
合計	414,693	313,645	755,733	41.50	75.6%

※林野面積は2015年「農林業センサス」、人口は「平成27年国勢調査」による。

※「全部過疎地域」は黄色セル、「一部過疎地域」は青色セルで表示。

○旧市町村別（昭和の大合併前）の住民一人あたりの林野面積等

徳島県内に129ある旧市町村別（昭和の大合併前）の単位で人口増減率が「-16.8%以上」となっている旧市町村は黄色セルで表示している。昭和の大合併前の市町村単位で見ると、現行過疎法の人口減少率と同程度若しくはそれ以上となっている地域も存在している。また、直近20年間で半分以上の住民が減っているところも多く、このような地域は住民一人あたりの林野面積が大きい地域も多い傾向にある。（赤色セルで表示）

【人口増減率「-16.8%以上」とする理由】

直近の過疎法改正において、平成2年～平成27年（直近25年間）の人口増減率が「-21%以上」という人口要件の追加がなされたが、これを昭和の大合併前の市町村単位で国勢調査においてデータ抽出可能な平成7年～平成27年（直近20年間）で置き換えたところ「-16.8%以上」となった。

徳島県内市町村 （昭和の大合併前市町村） ※現行法上の過疎地域は「○」		総土地面積 (ha)	林野面積 (ha)	H7人口 (人)	H27人口 (人)	一人あたりの 林野面積（H27） (a/人)	【参考】 林野率 (%)	人口増減率 (H7～H27)
徳島県		414,693	313,645	832,427	755,733	41.50	75.63	-9.2%
徳島市		19,125	5,043	268,706	258,554	1.95	26.37	-3.8%
徳島市	徳島市	5,265	906	187,692	176,607	0.51	17.21	-5.9%
	新居村	632	-	3,545	2,607	-	-	-26.5%
	上八万村	2,036	1,006	9,742	8,632	11.65	49.41	-11.4%
	勝占村	1,542	331	15,371	17,161	1.93	21.47	11.6%
	多家良村	3,845	2,131	7,042	6,613	32.22	55.42	-6.1%
	川内村	1,777	-	14,956	16,754	-	-	12.0%
	入田村	1,299	595	3,408	2,672	22.27	45.80	-21.6%
	国府町	767	74	11,349	11,858	0.62	9.65	4.5%
	北井上村	597	-	4,619	3,776	-	-	-18.3%
	南井上村	502	-	4,839	5,982	-	-	23.6%
応神村	863	-	6,143	5,892	-	-	-4.1%	
鳴門市		13,566	7,100	64,923	59,101	12.01	52.34	-9.0%
鳴門市	鳴門市	4,374	1,729	41,232	38,043	4.54	39.53	-7.7%
	大津村	1,303	280	8,569	7,870	3.56	21.49	-8.2%
	北灘村	3,082	2,312	2,855	1,924	120.17	75.02	-32.6%
	堀江村	1,792	829	6,333	5,290	15.67	46.26	-16.5%
	板東町	3,015	1,950	5,934	5,974	32.64	64.68	0.7%
小松島市		4,537	655	43,349	38,755	1.69	14.44	-10.6%
小松島市	小松島町	2,196	404	30,210	26,933	1.50	18.40	-10.8%
	立江町	1,132	248	3,364	2,515	9.86	21.91	-25.2%
	坂野町	1,209	3	9,775	9,307	0.03	0.25	-4.8%
阿南市		27,956	15,033	79,479	73,019	20.59	53.77	-8.1%
阿南市	中野島村	599	-	5,066	4,716	-	-	-6.9%
	富岡町	1,160	182	11,566	10,353	1.76	15.69	-10.5%
	宝田村	456	99	3,166	2,979	3.32	21.71	-5.9%
	見能林村	1,415	356	11,007	10,805	3.29	25.16	-1.8%
	橘町	798	306	3,704	2,512	12.18	38.35	-32.2%
	福井村	3,384	2,295	2,807	2,113	108.61	67.82	-24.7%
	椿町	3,371	2,715	2,449	1,468	184.95	80.54	-40.1%
	桑野町	2,277	1,255	4,273	3,780	33.20	55.12	-11.5%
	長生村	1,680	1,050	3,462	2,930	35.84	62.50	-15.4%
	加茂谷村	5,219	3,674	2,837	1,945	188.89	70.40	-31.4%
	新野町	3,854	2,617	4,644	3,418	76.57	67.90	-26.4%
	大野村	1,026	368	2,685	2,590	14.21	35.87	-3.5%
	今津村	718	-	3,840	4,014	-	-	4.5%
	平島村	1,143	7	6,193	6,854	0.10	0.61	10.7%
	羽ノ浦町	856	109	11,780	12,542	0.87	12.73	6.5%

徳島県内市町村 (昭和の大合併前市町村) ※現行法上の過疎地域は「○」		総土地面積 (ha)	林野面積 (ha)	H7人口 (人)	H27人口 (人)	一人あたりの 林野面積 (H27) (a/人)	【参考】 林野率 (%)	人口増減率 (H7~H27)
○	吉野川市	14,414	8,286	48,383	41,466	19.98	57.49	-14.3%
	柿島村	365	-	2,436	2,459	-	-	0.9%
	牛島村	649	130	4,915	4,135	3.14	20.03	-15.9%
	森山村	950	467	3,781	3,223	14.49	49.16	-14.8%
	西尾村	787	236	7,540	6,576	3.59	29.99	-12.8%
	鴨島町	276	-	7,541	6,768	-	-	-10.3%
	一条町	135	-	-	-	-	-	-
	川島町	1,013	376	5,432	4,873	7.72	37.12	-10.3%
	学島村	751	226	3,100	2,565	8.81	30.09	-17.3%
	山瀬町	877	210	5,683	5,018	4.18	23.95	-11.7%
	川田町	1,765	819	5,985	4,753	17.23	46.40	-20.6%
○	三山村	2,283	1,935	784	510	379.41	84.76	-34.9%
○	東山村	2,145	1,923	425	192	1,001.56	89.65	-54.8%
○	中枝村	2,418	1,965	761	394	498.73	81.27	-48.2%
	阿波市	19,111	10,108	42,657	37,202	27.17	52.89	-12.8%
	一条町	706	-	5,418	4,462	-	-	-17.6%
	柿島村	631	-	3,247	3,122	-	-	-3.8%
	土成村	1,784	785	4,759	4,454	17.62	44.00	-6.4%
	御所村	3,876	2,859	3,525	3,353	85.27	73.76	-4.9%
	市場町	1,231	327	5,318	5,033	6.50	26.56	-5.4%
	八幡町	1,022	132	3,035	2,372	5.56	12.92	-21.8%
	大俣村	5,002	4,047	3,546	2,697	150.06	80.91	-23.9%
	久勝町	935	154	5,129	4,411	3.49	16.47	-14.0%
	伊沢村	2,615	1,455	3,550	3,067	47.44	55.64	-13.6%
	林町	1,309	349	5,130	4,231	8.25	26.66	-17.5%
○	美馬市	36,714	29,210	38,202	30,501	95.77	79.56	-20.2%
○	脇町	583	107	6,525	5,401	1.98	18.35	-17.2%
○	江原町	6,229	5,001	7,378	6,349	78.77	80.29	-13.9%
○	岩倉村	4,291	2,963	5,161	4,278	69.26	69.05	-17.1%
○	郡里町	2,065	1,160	5,173	4,154	27.92	56.17	-19.7%
○	重清村	2,575	1,401	4,310	3,651	38.37	54.41	-15.3%
○	三島村	1,328	825	2,707	2,505	32.93	62.12	-7.5%
○	穴吹町	1,270	817	3,020	2,165	37.74	64.33	-28.3%
○	口山村	3,912	3,401	2,167	1,279	265.91	86.94	-41.0%
○	古宮村	4,362	4,009	256	80	5,011.25	91.91	-68.8%
○	木屋平村	9,420	8,901	1,505	639	1,392.96	94.49	-57.5%
○	三好市	72,142	63,227	40,087	26,836	235.61	87.64	-33.1%
○	三野町	4,287	3,028	5,155	4,404	68.76	70.63	-14.6%
○	箸蔵村	2,497	1,938	2,730	2,269	85.41	77.61	-16.9%
○	佐馬地村	5,292	4,374	3,563	2,554	171.26	82.65	-28.3%
○	三縄村	8,073	6,890	3,598	2,182	315.77	85.35	-39.4%
○	池田町	899	539	8,599	5,807	9.28	59.96	-32.5%
○	山城谷村	8,233	6,793	4,366	2,706	251.03	82.51	-38.0%
○	三名村	4,922	4,418	1,679	915	482.84	89.76	-45.5%
○	辻町	1,375	938	3,615	2,718	34.51	68.22	-24.8%
○	井内谷村	3,082	2,525	1,965	926	272.68	81.93	-52.9%
○	東祖谷山村	22,863	21,793	2,620	1,281	1,701.25	95.32	-51.1%
○	西祖谷山村	10,619	9,991	2,197	1,074	930.26	94.09	-51.1%

徳島県内市町村 (昭和の大合併前市町村) ※現行法上の過疎地域は「○」	総土地面積 (ha)	林野面積 (ha)	H7人口 (人)	H27人口 (人)	一人あたりの 林野面積 (H27) (a/人)	【参考】 林野率 (%)	人口増減率 (H7~H27)
○ 勝 浦 町	6,983	4,719	7,067	5,301	89.02	67.58	-25.0%
○ 生 比 奈 村	2,178	1,094	3,172	2,558	42.77	50.23	-19.4%
○ 横 瀬 町	4,805	3,625	3,895	2,743	132.15	75.44	-29.6%
○ 上 勝 町	10,963	9,699	2,318	1,545	627.77	88.47	-33.3%
○ 高 鉢 村	3,071	2,409	1,036	833	289.20	78.44	-19.6%
○ 福 原 村	7,892	7,290	1,282	712	1,023.88	92.37	-44.5%
○ 佐 那 河 内 村	4,228	2,910	3,245	2,289	127.13	68.83	-29.5%
石 井 町	2,885	237	25,436	25,590	0.93	8.21	0.6%
石 井 町	736	142	9,854	10,641	1.33	19.29	8.0%
浦 庄 村	593	95	3,984	3,383	2.81	16.02	-15.1%
高 原 村	434	-	3,499	3,501	-	-	0.1%
高 川 原 村	515	-	4,568	4,937	-	-	8.1%
藍 畑 村	607	-	3,531	3,128	-	-	-11.4%
○ 神 山 町	17,330	14,911	8,614	5,300	281.34	86.04	-38.5%
○ 阿 野 村	4,306	3,504	3,100	1,890	185.40	81.37	-39.0%
○ 鬼 籠 野 村	2,182	1,755	930	615	285.37	80.43	-33.9%
○ 神 領 村	3,157	2,683	2,247	1,539	174.33	84.99	-31.5%
○ 下 分 上 山 村	3,388	3,057	1,469	864	353.82	90.23	-41.2%
○ 上 分 上 山 村	4,297	3,912	868	392	997.96	91.04	-54.8%
○ 那 賀 町	69,498	65,931	12,572	8,402	784.71	94.87	-33.2%
○ 鷺 敷 町	3,017	2,409	3,354	2,881	83.62	79.85	-14.1%
○ 相 生 村	3,799	3,429	873	525	653.14	90.26	-39.9%
○ 延 野 村	2,652	2,100	1,769	1,303	161.17	79.19	-26.3%
○ 日 野 谷 村	3,647	3,483	1,018	652	534.20	95.50	-36.0%
○ 宮 浜 村	8,304	7,928	1,080	562	1,410.68	95.47	-48.0%
○ 中 木 頭 村	5,497	5,408	1,091	653	828.18	98.38	-40.1%
○ 上 木 頭 村	7,053	6,709	1,560	856	783.76	95.12	-45.1%
○ 坂 州 村	2,873	2,774	738	371	747.71	96.55	-49.7%
○ 沢 谷 村	12,612	12,276	320	119	10,315.97	97.34	-62.8%
○ 木 頭 村	20,044	19,415	769	480	4,044.79	96.86	-37.6%
○ 牟 岐 町	5,656	4,935	6,251	4,020	122.76	87.25	-35.7%
○ 美 波 町	14,082	12,533	9,928	7,092	176.72	89.00	-28.6%
○ 阿 部 村	961	879	444	295	297.97	91.47	-33.6%
○ 三 岐 田 町	1,349	1,050	3,327	2,210	47.51	77.84	-33.6%
○ 日 和 佐 町	1,279	1,139	3,352	2,456	46.38	89.05	-26.7%
○ 赤 河 内 村	10,493	9,465	2,805	2,131	444.16	90.20	-24.0%
○ 海 陽 町	32,765	29,919	12,399	9,283	322.30	91.31	-25.1%
○ 浅 川 村	2,287	1,976	1,547	874	226.09	86.40	-43.5%
○ 川 東 村	1,114	617	3,227	3,123	19.76	55.39	-3.2%
○ 川 上 村	17,521	16,802	1,177	690	2,435.07	95.90	-41.4%
○ 川 西 村	2,463	1,929	1,203	897	215.05	78.32	-25.4%
○ 鞆 奥 町	175	99	1,612	962	10.29	56.57	-40.3%
○ 穴 喰 町	9,205	8,496	3,633	2,737	310.41	92.30	-24.7%
松 茂 町	1,424	6	13,562	15,204	0.04	0.42	12.1%
北 島 町	874	-	19,514	22,446	-	-	15.0%
藍 住 町	1,627	-	28,408	34,626	-	-	21.9%
住 吉 村	681	-	15,618	18,831	-	-	20.6%
藍 園 村	946	-	12,790	15,795	-	-	23.5%

徳島県内市町村 (昭和の大合併前市町村) ※現行法上の過疎地域は「○」		総土地面積 (ha)	林野面積 (ha)	H7人口 (人)	H27人口 (人)	一人あたりの 林野面積 (H27) (a/人)	【参考】 林野率 (%)	人口増減率 (H7~H27)
板野町		3,622	1,658	13,999	13,358	12.41	45.78	-4.6%
	板西町	2,020	1,120	7,882	7,536	14.86	55.45	-4.4%
	栄村	447	-	3,401	3,257	-	-	-4.2%
	松坂村	1,155	538	2,716	2,565	20.97	46.58	-5.6%
上板町		3,458	1,215	12,721	12,039	10.09	35.14	-5.4%
	高志村	733	-	3,028	3,038	-	-	0.3%
	大山村	1,301	519	5,359	4,981	10.42	39.89	-7.1%
	松島町	1,424	696	4,334	4,020	17.31	48.88	-7.2%
○ つるぎ町		19,484	16,673	14,614	8,927	186.77	85.57	-38.9%
○	半田町	2,534	1,982	4,894	3,150	62.92	78.22	-35.6%
○	八千代村	2,611	2,267	1,447	647	350.39	86.82	-55.3%
○	貞光町	1,084	630	4,902	3,657	17.23	58.12	-25.4%
○	端山村	3,461	2,693	1,627	771	349.29	77.81	-52.6%
○	一字村	9,794	9,101	1,744	702	1,296.44	92.92	-59.7%
○ 東みよし町		12,248	9,637	15,993	14,638	65.84	78.68	-8.5%
○	昼間町	4,176	3,484	4,262	3,514	99.15	83.43	-17.6%
	足代村	1,295	922	1,966	2,047	45.04	71.20	4.1%
	加茂村	1,317	832	5,496	5,167	16.10	63.17	-6.0%
	三庄村	5,460	4,399	4,269	3,910	112.51	80.57	-8.4%

※1 人口は国勢調査による

※2 総土地面積及び林野面積は2015年農林業センサスによる

○徳島県内市町村の財政力指数

平成30年度 財政力指数(直近3ヶ年平均)			
過疎地域		非過疎地域	
吉野川市	0.384	徳島市	0.819
美馬市	0.299	鳴門市	0.645
三好市	0.218	小松島市	0.575
勝浦町	0.255	阿南市	0.849
上勝町	0.117	阿波市	0.345
佐那河内村	0.166	石井町	0.524
神山町	0.217	松茂町	0.903
那賀町	0.166	北島町	0.803
牟岐町	0.181	藍住町	0.714
美波町	0.173	板野町	0.487
海陽町	0.187	上板町	0.420
つるぎ町	0.186		
東みよし町	0.315		
平均(過疎地域)	0.220	平均(非過疎地域)	0.644

※過疎地域、非過疎地域ともに単純平均。

徳島県過疎対策研究会 委員名簿

(令和2年1月1日現在)

(会長)

飯泉 嘉門	徳島県知事
-------	-------

(委員)

原井 敬	吉野川市長
藤井 正助	阿波市長
藤田 元治	美馬市長
黒川 征一	三好市長
野上 武典	勝浦町長
花本 靖	上勝町長
岩城 福治	佐那河内村長
後藤 正和	神山町長
坂口 博文	那賀町長
枅富 治	牟岐町長
影治 信良	美波町長
三浦 茂貴	海陽町長
兼西 茂	つるぎ町長
松浦 敬治	東みよし町長
阿部 義則	特定非営利活動法人こやだいら 代表理事
石本 知恵子	地域医療を守る会 副会長
上野 浩嗣	一般財団法人さなごうち 理事長
植本 修子	株式会社ハレとケデザイン舎 代表取締役
田口 太郎	徳島大学大学院社会産業理工学研究部・社会総合科学域 准教授
殿谷 加代子	もんでこい丹生谷運営委員会 会長
横石 知二	株式会社いんどり 代表取締役社長

(市町村長は建制順、その他委員は五十音順)

徳島県過疎対策研究会の検討経過

年	月	日	会議・提言活動等	議題
平成31年	1月	25日	第1回研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・研究会の設置 ・今後の進め方 ・過疎地域の現状
	2月	27日	第1回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域の現状 ・課題整理
	4月	24日	第2回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域の現状 ・課題整理
令和元年	6月	28日	第3回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな過疎対策の検討
	8月	26日	第4回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告書(案)
		30日	第2回研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告書(案)
	11月	5日	知事及び市町村長による 中間報告書に基づく提言活動	/
	12月	18日	第5回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎対策の方向性 ・取り組むべき支援策
令和2年	1月	15日	第6回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告書(案)
		20日	第3回研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告書(案)



あなたのふるさとがここにはある

